

口之島野々頭墓地トイレ整備設計委託業務

意匠		電気設備		機械設備	
図面番号	図 面 名 称			図面番号	図 面 名 称
A-00	表紙	E-01	電気設備 特記仕様書	M-01	衛生設備 特記仕様書
A-01	特記仕様書1	E-02	付近見取図・配置図・工事内容・特記事項	M-02	配置図（衛生設備）
A-02	特記仕様書2	E-03	構内配電線路・引込柱装柱図(参考)	M-03	平面図（衛生設備），配管凡例表，衛生器具表
A-03	特記仕様書3	E-04	電灯設備平面図・照明姿図・盤結線図	M-04	浄化槽設備図1
A-04	特記仕様書4			M-05	浄化槽設備図2
A-05	特記仕様書5				
A-06	特記仕様書6				
A-07	特記仕様書7				
A-08	特記仕様書8				
A-09	特記仕様書9				
A-10	特記仕様書10				
A-11	仕上表・面積表・位置図				
A-12	配置図				
A-13	平面図・立面図・断面図・建具表				
A-14	断面詳細図・展開図				
A-15	部分詳細図				
A-16	構造図				

十島村役場

特 記 事 項							設計年月日	工 事 名 称	口之島野々頭墓地トイレ整備設計委託業務	設計 図	図面番号
							07 . 03 .				A-00
							縮 尺				
							N/S				
								図 面 名 称	表紙		

建築工事特記仕様書

- 共通仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁管轄部修の「公共建築工事標準仕様書（建築工種）（令和4年版）」にて、「以下」、「標仕」という。）による。
2. 標仕の用意として特記する事項と、その他必要として特記する事項を特記事項とする。
3. 特記仕様
- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、●印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、○印の付いたものを適用する。
●印と◎印の付いた場合は、共に適用する。
- (3) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、標仕の当該項目、当該図面又は当該表を示す。
(4) 特記事項に記載の()は「各部品検査項目」の当該項目を示す。
(5) 製造名は五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また()内は製品名を示す。
(6) ◎印は「国等（よる環境物品等の調達推進等に関する法律）の特定調達品目」を示す。グリーン購入法による調達推進品目は、「鹿児島県環境物品等調達方針」の環境物品等調達推進品目一覧表及び別表1（鹿児島県のホームページからダウンロード可能）による。
4. 前払金
契約金額100万円以上の工事にはあっては、契約金額（全体又は年度毎の出来高予定額）の10分の2を超えない範囲内に限り前払金の支払を請求することができる。
5. 中間前払金又は部分払金の選択
契約金額100万円以上の工事にはあっては、契約に当たり中間前払金又は部分払を選択することができる。
6. 前払金
契約金額（全体又は年度毎の出来高予定額）の10分の2を超えない範囲内に限りの条件を満たす場合には中間前払金の支払を請求することができる。
7. 中間前払金の要件
(1) 二期の分かつて経過していること。
(2) 二期の分かつて経過することによって実施すべきものとされている当該工程に係る作業が行われていること。
(3) 既に履行した当該工程に係る作業に要する経費が請負金額の十分の一以上の価格に相当するものであること。
8. 部分払
前払金を支払ったものについて後工程の不正確造成で、前払金の支払がされていないものは中期前払金と見做す。
9. 火災保険
契約締結後速やかに火災保険に加入し、保険期間は工期後2日とする。
10. 泉産資材の優先使用
(1) 工事に使用する資材については、県内で生産、生産又は製造されたもの（以下、「泉産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、泉産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
(2) 以下に記載する「指定主要資材」の中で泉産資材を使用しない場合、「泉産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
（指定主要資材（7品目）【生コン（レディミックスコンクリート） コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 芝】）
（前項の「泉産資材等不使用状況報告書」において、第1項の資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。）
(3) 工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督職員に提出すること。
11. 下請工における管内（県内）建設業者の優先活用
(1) 工事の一部を下請けにする場合は() 管内に主たる営業所を有する者を活用するよう努めることとする。
(2) 前項で定めたい建設業者を活用しない場合、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
(3) 工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。
12. 配置技術者等の途中交代
(1) 配置技術者等の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。
① 受注者の責務により合理的理由により工事中止又は主任内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
② 工場製作を含む工事であって、工場から現場へ工事の現場が移行する時点
③ 大規模な工事の一つの契約工期が多数年に及ぶ場合
(2) 上記(1)のいずれかの場合であっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。
40. 電子納品
(1) 本工事では、電子納品が対象であり、電子納品とは、「調査、設計、工事などの事務段階の最終成果を電子化処理した納品物」という。ここでいう電子納品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン」（案）（令和2年9月）。（以下、「ガイドライン」という。）に規定する基準に基づいて作成された電子データを指す。
(2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品（電子媒体（801）を含む）本件・副本各計3部提出する。電子化した成果品については従来との取扱いとする。電子納品及び電子成果品の電子化の責任については、事前協議を併に行うものとする。
(3) 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、電子データ列表を提出した上で提供すること。
14. CA D図面データの負担について
本工事に關するCA D図面データの貸与を希望する場合は「CA D図面データ借用に係わる誓約書」を県に提出すること。なお貸与したCA D図面データは、本工事の履行に必要な製図加工と完成図面の作成に於いてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。また、当該CA D図面データは、完成図面提出時まで、に、受注者において履行期間満了後に複製又は再配布されるもの全て消去すること。その他、誓約書の記載事項を遵守すること。
15. 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置
鹿児島県が発注する建設工事（以下、「県工事」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合は、断固とした対応を拒否するとともに、その旨を速滞なく県（発注者）及び警察に通報すること。県工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、県（発注者）と協議を行うこと。
16. ダンプトラック等による過積載等の防止について
(1) 工事用資材車等の積載超過のないようにすること。
(2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
(3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
(4) さし枠の劣質又は物品規格設置の不正確造成したダンプカーが、工事現場に入出入りするかなることとする。
(5) 「土砂等を運搬する大型自動車等による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下、「法」という。）の目的に鑑み、法第12條に規定する団体等の設立活動を阻害する、交通安全への加害者の使用を促進すること。
(6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質な重大な事故を生じさせたものを排除すること。
(7) (1) から(6) のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
17. 施工体制台帳の作成等について
本工事の受注者は建設工事の一部を下請けに付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備置くとともに、その写しを監督職員に送附なく（遅くとも竣工日の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があつた年月日を添付して、変更に関する事項について、作成し提出すること。
18. 施工体系図の作成等について
本工事の受注者は、工事を実施するために、建設工事の一部又は以下のアからエの業務を下請けに付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に提示するとともに、その写しを監督職員に送附なく（遅くとも竣工日の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があつたときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。
- ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
イ 土砂やコンクリート設備等の運搬のみを行う業務
ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
エ その他監督職員が交差を指示した業務等

項 目		特 記 事 項																									
1 各章共通事項	① 適用基準等	※ 適用を受ける関係法令等を遵守すること （参考） ○建設工事標準詳細図（国土交通省大臣官庁官庁営繕部建築課監修）（令和4年版） ○構内積装・排水設計基準及び参考資料（平成31年版） ○建設工事安全施工技術指針（官庁営繕部） ○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）（官庁営繕部） ○建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日国交省通知122号等） ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法） ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）																									
	2 工事実績情報の登録	※適用する 対象工事 ※工事請負金額500万円以上	[1.1.4]																								
	③ 品質計画	・施工計画書で工法を定める場合の風圧力の計算 ※基準風速（V ₀ ）（ 46 ）m/s ※地表面粗度区分 ・Ⅰ・Ⅱ ○Ⅲ・Ⅳ ・上記風圧力の1.3倍の風圧力に対する安全性を確保する ・上記風圧力の1.15倍の風圧力に対する安全性を確保する 適用工種 ・ALCパネル（外壁、屋根）・押出成形セメント板（外壁）・外壁石張（乾式）・外壁材（外断熱工法）・長尺金属板及○折板翼・アルミ笠木・ガラスブロック・シート防水（機械式） ・屋上緑化システム・（ ）	[1.2.2]																								
	④ 電気保安技術者	工事現場における電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を併任し、 電気工作物の保安の業務を行うものとする。 ・要 ・不要	[1.3.3]																								
	5 施工条件	標仕 1.3.5以外の施工条件 ・図示 ・現場説明書	[1.3.5]																								
	⑥ 発生材の処理	・発生者に引渡しを要するもの（ ・金属類 ・PCB含有物 ・ ） 引渡し場所 ※構内 ・（ ） ・特別管理産業廃棄物の処理方法（ ） 再生資源化を図るもの又は廃棄するもの ・有 ・無 <table><tr><th>分 類</th><th>受入れ施設名</th><th>所 在 地</th><th>搬出距離（km）</th></tr><tr><td>・コンクリート塊</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・アスファルト</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・コンクリート塊</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○建設発生木材</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	分 類	受入れ施設名	所 在 地	搬出距離（km）	・コンクリート塊				・アスファルト				・コンクリート塊				○建設発生木材				・				[1.3.11]
	分 類	受入れ施設名	所 在 地	搬出距離（km）																							
	・コンクリート塊																										
	・アスファルト																										
	・コンクリート塊																										
○建設発生木材																											
・																											
上記に示す受入れ施設は参考であり、実施に当たっては関係法令を遵守し、適切な処理を行うものとする。 なお、処分場の決定に当たっては、監督職員と協議する。 ※建設副産物処理計画書の作成 ※再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の作成																											
⑦ 環境への配慮	本工事の建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有する [1.4.1] とともに、次の(1)から(4)を満たすものとする。 1) 含板、木質フローリング、構造用バネ材、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する 2) 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する 3) 接着剤は可塑剤（フタル酸ジエーノープタル及びフタル酸ジエーエチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する 4) 1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は次のとおりとする 規制対象外 ①建築基準法施行令第20条の第7項1に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の第7項4の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 第三種品 ①建築基準法施行令第20条の第7項1に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ②建築基準法施行令第20条の第7項3の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 建材 本工事に使用する材料については、アスベストを含有しないものとする																										
⑧ 材料の品質等	本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、 [1.4.2] JIS及びJASマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の(1)から(6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承認を受けた場合はこの限りではない。 (1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること (2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること (3) 安定的な供給が可能であること (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保守等の営業体制を整えていること なお、商品名等が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合はあらかじめ監督職員の承認を受ける。 ※工事に使用する材料は、アスベストを含有しないもの（含有率0.1%以下）とする。																										
⑨ 特別な材料の工法	標仕に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による																										
⑩ 化学物質の濃度測定	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、 [1.5.9] スチレン（学校施設については、パラジクロロベンゼンを加えた6物質）の濃度を測定し、監督職員に報告すること。測定はバンプ型採取機器により行う。なお、結果が良好でなかった場合には、監督職員と協議し対策を行うこと。 着工前の測定 ・行う 測定対象室と箇所数 ・図示 ○（ 1 ）箇所																										

各専共通事項(続き)

11 一級技能士

下記により適用する技能士については、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をする [1.5.2] とともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う

適用工事種別	技能検定の職種
鉄筋工事	・鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
コンクリート工事	・型枠施工 ・コンクリート圧送作業
鉄骨工事	
ブロック・ALCパネル工事	・ブロック建築 ・ALCパネル施工
防水工事	・アスファルト防水工事作業 ・合成ゴムシート防水工事作業 ・ウレタンゴム系遮膜防水工事作業 ・シーリング防水工事作業
石工事	・石材施工（石張り施工）
タイル工事	・タイル張り
木工事	・建築大工
屋根及びとい工事	・建築板金（内外装板金作業）
金属工事	・内装仕上げ施工（鋼張り下地工事作業）
左官工事	・左官
建具工事	・サッシ施工 ・ガラス施工 ・自動ドア施工 ・木製建具手加工作業
カーテンウォール工事	・カーテンウォール施工 ・サッシ施工 ・ガラス施工
塗装工事	・塗装（建築塗装作業）
内装工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・表装（壁装作業）
植栽工事	・造園
景工事	・景製作

12 完成図等

完成図 ※作成する（完成図の種類 ※全ての設計図 ・（ ）部 [1.7.2]

完成図の様式等 A 3縮小二つ折り製本 ※（ ）部 [表1.7.1]
A 1二つ折り製本 ※1部 ・（ ）部
完成図のCAD図面データ CD-R ※3枚 ・（ ）枚

・作成しない

保全に関する資料 ・作成する（提出部数 ※1部 ・（ ）部）
※作成しない

13 完成写真等

撮影箇所及び方法については、「工事写真撮影ガイドブック（平成30年版）」による下記のものを監督職員に提出する。ただし、原稿は撮影業者の保管とする

区 分	分 類	規 格	部 数	備 考
着工前	※デジタ化	全量：キャビネイ	※1部	・
		部分：サービスサイズ		
工事中	※デジタ化	カラーサービスサイズ	※1部	・
		（検査状況）		
完成時 （出来形時）	※デジタ化	全量：キャビネイ	※1部	外観4面/棟 内部全状況
		部分：サービスサイズ		
実態調査用	※デジタ化	カラーサービスサイズ	※2部	外観4面/棟 ・
電子データ	・完成時写真 ・工事中写真 ・着工前写真			

100×125以上の原板を使う場合には、監督職員にあらかじめ焼き提出し確認を受ける
電子データは、RGB（フルカラー）、JPEG形式最高画質とし、CD-ROMにて提出する
撮影業者 ※監督職員の承諾する撮影者 ・監督職員の承諾する撮影業者

14 設備工事との取合い

設備機器の設置、取合い等が検討のできる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける [1.1.7]

15 設計 G L

※図示による ・現地地盤の平均高さとし、監督職員と協議する

16 既存部分等への措置

工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督職員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する

17 騒音振動の防止

低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用する

適用工事（土、地業、コンクリート、舗装、植栽、とりこわし等）

18 部分使用

この工事については、部分使用は ・有（図示） ・無

19 一部完成

この工事については、一部完成は ・有（図示） ・無

20 中間検査

この工事については、中間検査を ・行う ・行わない

行う場合は、工事の進捗率が概ね50%に達した時期又は、躯体工事中（基礎地中梁、中間階及び最上階配筋完了時、鉄骨建方完了時）及び内装工事等施工中を検査の目安とし、工事受注者は検査の希望日を監督職員と協議の上、発注者に申し出ること。

21 白蟻防除工事

この工事については、（公社）日本しろアリ対策協会（以下、「協会」という。）発行「防除施工標準仕様書（以下、「防除」という。））」による

この項目に記載の「防 」内表示番号は、防除の当該項目を示す

※使用薬剤は、協会認定薬剤のうち、非有機リン系薬剤とする

※工事施工者は、原則として協会登録施工業者とする

※土壌処理

処理の適用区分	※行う ・行わない	[防1.2]
処理の方法	※帯状散布法、面状散布法の一つ又はその組み合わせによって行う	[防1.3.（1）]
・木材処理		
処理の適用区分	※行う ・行わない	[防1.2]
処理の方法	※吹付け処理法、塗布処理法の一つ又はその組み合わせによって行う	[防1.3.（2）]

※処理の箇所

・木道の場合

※ I. 4.（2）①～⑥及び⑧に規定する箇所

・陸梁、合掌、小屋梁、間仕切、火打梁などとし敷桁又は軒桁との仕口面

・2階梁、火打梁と脚差との仕口面

・木道以外の場合

※ I. 4.（2）⑦に規定する箇所

・2以上の階の床面より1m以内にある木部でコンクリート、石、レンガに接する面

※保証書及び期間

白蟻防除工事について、下記事項を記載した5年保証書を提出すること。なお、保証書については元請業者と白蟻防除工事施工業者と連帯とする。

(7)工事名称 (イ)建物の所在地 (ロ)建物の構造・用途・面積 (ハ)白蟻防除工事の施工面積

(ニ)防除処理並びに使用薬剤、製造者名、施工年月日 (ホ)登録施工業者会員名簿

(ヘ)施工した防除士の氏名及び登録番号・取得年月日・登録年月日 (ヘ)保証期間

※工事施工にあたり、協会発行「しろアリ防除施工における安全管理基準」を遵守すること

22 鹿児島県トライアル発注制度の製品等

製品名 （ ）

施工箇所 ※図示による ・（ ）

2

仮設工事

① 監督職員事務所

・設ける

・設ける（既存建築物の一部を使用する）

○設けない

面積規模（・10㎡・20㎡・35㎡・65㎡・100㎡・（ ）㎡）程度

仕上げる程度、設置する設備、備品等の種類及び数量は現場説明書による

監督職員スペースと工事監理業務の職員スペースは間仕切り等で仕切る

監督職員事務所の仕上げ

部 位 等	仕 上 げ
床	合板張り又はビニル床シート張り
内壁、天井	合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り
屋根	塗装溶融垂れめっき鋼板張り、又は、鉄板張り、鋼合ペイント塗り

[2. 3. 1]

② 工事用水

構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる（※有償 ・無償）

[2. 3. 1]

③ 工事用電力

構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる（※有償 ・無償）

[2. 3. 1]

④ 現場表示板

規格 ※下図による ○監督職員の承諾による

材質 ※県産杉板 ○監督職員の承諾による

景観シボルマーカー150×150程度

工事名

発注者

設計者

監理者

施工者

工期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

900

1800

※設置位置は、監督職員との協議による。また取付けは、強風に対し安全な工法とする

3

土工事

1 埋戻し及び盛土

材料及び工法 種別

・ A種 ※B種 ・ C種 ・ D種

C種の場合（発生場所）

（連絡先）

（運搬 ・発生原因者側 ・本工事 km）

[3. 2. 3] [表3. 2. 1]

② 建設発生土の処理

※構外指示の場所 受入施設名 所在地

受入れ場所（ 指定無し ）（ ）

受入れ場所での処理（ ・数均し ※たい積 ）

搬出距離（ ）km

処分費 ・有償 ※無償

上記に示す受入れ場所・距離は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議のうえ決定する

・構内指示の場所（ ）

・処理の方法（ ・数均し ・たい積 ）

資源利用法に基づく届け出

[3. 2. 5]

4

地業工事

1 地盤調査の結果

調査位置、柱状図、地層構成、地下水位

※資料提供

・図示による（ ）

2 支持地盤

・杭基礎 [3. 2. 1] [4. 2. 4] [4. 3. 4, 5] [4. 4. 4] [4. 5. 5, 6]

支持地盤の種類及び位置（基礎ぐいの先端の位置含む）

・図示による（ ）

・直接基礎

支持地盤の種類及び位置（基礎底部の位置含む）

・図示による（ ）

長期設計支持力度

・（ ）kN/㎡

試験縦（概切り底）による支持地盤の確認

・行う 位置等は図示による（ ）

・行わない

地盤の載荷試験 [4. 2. 4]

・行う 試験の位置、方法等は図示による（ ）

・行わない

3 既製コンクリート杭地業

種類

・遠心力高強度プレストレストコンクリート杭（PHC杭）

・外殻鋼管付きコンクリート杭（SC杭）

SC杭の鋼管材料 ・SKK400 ・SKK490

・プレストレスト鉄筋コンクリート杭（PRC杭）

試験縦

・行う 孔径はオーガー径とする 位置及び長さは図示による（ ）

試験縦の施工は試験杭の施工に先立ち行う

・行わない

寸法、継手、性能等（種別：種類、性能及び曲げ強度区分） [4. 2. 2] [4. 3. 3]

種類	コンクリート強度（N/mm2）	杭径（mm）	杭長（m）	継手数	長期設計支持力（kN/本）
試験杭	上杭				
	中杭				
	下杭				
本杭	上杭				
	中杭				
	下杭				

試験杭の施工 ※本杭の施工に先立ち行う

試験杭の位置、本数 ※最初の一本 ・図示による（ ）

特 記 事 項							設 計 年 月 日	工 事 名 称	口之島野々頭基地トイレ整備設計委託業務	設 計 図	図 面 番 号
							07 ・ 03 ・				A-01
								編 尺	図 面 名 称	特記仕様書1	
								N/S			

4
地業工事
(続き)

3
既製コンクリート杭
地業（続き）

施工方法

・セメントミルク工法

アースオーガーの支持地盤への掘削深さ

・図示

杭の支持地盤への掘入れ深さ

・図示

杭の精度

水平方向の位置ずれ

・杭径の1/4かつ100mm以下

杭の傾斜

・1/100以内

・特定埋込杭工法

・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式でα=250を採用できる工法

図示による（ ）

・上記以外の特定埋込杭工法

図示による（ ）

工法

・プレボーリング拡大根固め工法

・中掘り拡大根固め工法

・杭周固定液

・使用する

・使用しない

杭の支持層への掘入れ深さ

・図示による（ ）

杭の精度

水平方向の位置ずれ

※評定等の評価内容による

杭の傾斜

※評定等の評価内容による

杭継手工法

・アーク溶接継手

・標仕 4.3.6による

溶接材料

・標仕 7.2.5(1) (2)による

・図示による（ ）

・機械式継手（継手部に接続金具を用いた方式のもの）

工法

※評定等を受けた工法

（・図）による

検査

※評定等により定められた項目

（・図）による

施工

※評定等をされた施工管理基準による

（・図）による

杭頭の処理

・行う

処理方法（切断にともなう補強方法含む）

・図示による（ ）

・行わない

杭頭の中詰め材料

※基礎のコンクリートと同調合のもの

4
鋼杭地業

種類の記号

・SKK400

・SKK490

杭の種類、寸法、継手等

	種類	杭径(mm)	板厚(mm)	杭長(m)	継手数	長期設計支持力(kN/本)	備考
試験杭	上杭 中杭 下杭						
本杭	上杭 中杭 下杭						

試験杭の施工

※本杭の施工に先立ち行う

試験杭の位置、本数

※最初の一本

・図示による（ ）

施工方法

・特定埋込杭工法

・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式でα=250を採用できる工法

図示による（ ）

・上記以外の特定埋込杭工法

図示による（ ）

工法

・中掘り拡大根固め工法

杭の支持層への掘入れ深さ

※評定等の評価内容による

杭の精度

水平方向の位置ずれ

※評定等の評価内容による

杭の傾斜

※評定等の評価内容による

杭の現場継手

・アーク溶接継手

形状

・JIS A 5525による

溶接材料

・標仕 7.2.5(1) (2)による

・図示による（ ）

・機械式継手（継手部に接続金具を用いた方式のもの）

工法

※評定等を受けた工法

（・図）による

検査

※評定等により定められた項目

（・図）による

施工

※評定等をされた施工管理基準による

（・図）による

杭頭の処理

・行う

処理方法（切断にともなう補強方法含む）

・図示による（ ）

・行わない

杭頭の中詰め材料

※基礎のコンクリートと同調合のもの

4
地業工事
(続き)

5
場所打ちコンクリート
杭地業

杭径、長さ、仕様等

・図示による（ ）

材料その他

帯筋の加工及び組み立て

・図示による

鉄筋の最小かぶり厚さ

・図示による

鉄筋かごの補強

組み立てた鉄筋の節ごとの継ぎ手

・重ね継手

重ね継手の長さ

・図示による

主筋の基礎底盤への定着長さ

・図示による

セメントの種類

※高炉セメントB種

[G]

コンクリートの種類

・A種

・B種

・評定等の内容による

コンクリートの設計基準強度

（ ） N/mm2

スランプ

※18cm

構造体強度補正值 (S)

（ ）

・3N/mm2

・評定等の内容による

掘削工法

・アースドリル工法

安定液

※使用する

・使用しない

・リバース工法

・オールケーシング工法

孔内の水張り

・行う

・行わない

併用する工法

・場所打ち鋼管コンクリート杭工法

図示による（ ）

鋼管巻き材料

・SKK400

・SKK490

拡大杭工法

図示による（ ）

安定液

・使用する

・使用しない

試験杭

試験杭の施工

※本杭の施工に先立ち行う

試験杭の位置、本数

※最初の一本

・図示による（ ）

孔壁測定

・行う

測定方法、測定箇所は図示による（ ）

・行わない

杭の支持層への掘入れ深さ

・図示による（ ）

杭の精度

水平方向の位置ずれ

・杭径の1/4以下かつ100mm以下

杭の傾斜

・1/100以内

・評定等の内容による

工法

・浅層混合処理工法

適用範囲、仕様及び計測、試験は図示による（ ）

長期設計支持力

（ ） kN/m²

・深層混合処理工法

適用範囲、仕様及び計測、試験は図示による（ ）

長期設計支持力

（ ） kN/m²

形状、支持地盤、仕様

・図示による（ ）

長期設計支持力

（ ） kN/m²

セメントの種類

※高炉セメントB種

[G]

コンクリートの設計基準強度

（ ） N/mm2

構造体強度補正值 (S) =

（ ） N/mm2

工法

（ ）

仕様、範囲、計測、試験等

・図示による（ ）

材料

※再生クラッシュラン

[G]

・切込砂利及び切込砕石

厚さ及び使用範囲

厚 さ	使用 範 囲
※60	基礎スラブ下、基礎梁下、土間コンクリート下、土に接するスラブ下
◎100	土間スラブ下、土に接するスラブ下

コンクリートの仕様

※無筋コンクリートによる

セメントの種類

※高炉セメントB種

[G]

厚さ及び使用範囲

厚 さ	使用 範 囲
※50	基礎スラブ下、基礎梁下、土に接するスラブ下
・	

施工範囲

◎建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下（ピット下を除く）

材料

◎ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上

防湿層の位置

◎図示による（ ）

5
鉄筋工事
(続き)

6
鉄筋の継手

継手方法等

部 位

継手方法

呼び名

柱、梁の主筋

※ガス圧接・機械式継手・溶接継手・重ね継手

耐力壁の鉄筋

※重ね継手

その他の鉄筋

※重ね継手

耐力壁の重ね継手の長さ

・図示による（ ）

継手位置図

・図示による（ ）

柱及び梁主筋の重ね継手の長さ

・図示による（ ）

鉄筋の定着長さ

・図示による（ ）

・図示による（ ）

・機械式定着工法

鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（溶接金網含む）

最小かぶり厚さ（目地底から算出を行う）

・図示による（ ）

・図示による（ ）

柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無

・無し

・有り

適用箇所（ ）

主筋のかぶり厚さ

※鉄筋径の1.5倍以上

軽量コンクリートを使用する場合

・有り

適用箇所（ ）

・最小かぶり厚さに加える厚さ（ ） mm

耐久性上不利な部分（塩害等を受けるおそれのある部分等）

・無し

・有り

適用箇所（ ）

・図示による（構造関係共通事項（配筋標準図）表4.1に加える厚さ（ ） mm）

鉄筋相互のあき（特殊な鉄筋を除く）

・図示による（ ）

・図示による（ ）

各部配筋

各部配筋

・図示による（構造関係共通事項（配筋標準図））

圧接完了後の試験

抜取試験

※超音波探傷試験

引張試験

試験ロット：1組の作業班が1日に行った圧接箇所とする。

なお、200箇所を超えときは200箇所ごととする。

機械式継手

使用箇所

・図示による（ ）

性能（H12建告第1463号に適合するもの）

・A級

機械式継手の種類及び工法（ ）

鉄筋相互のあき

・図示による（構造関係共通事項（配筋標準図）表4.1）

・図示による（ ）

品質の確認方法

・図示による（ ）

不良となった継手の修正方法等

・図示による（ ）

溶接継手

使用箇所

・図示による（ ）

性能（H12建告第1463号に適合するもの）

・A級

溶接継手の工法（ ）

鉄筋相互のあき

・図示による（構造関係共通事項（配筋標準図）表4.1）

・図示による（ ）

品質の確認方法

・図示による（ ）

不良となった継手の修正方法等

・図示による（ ）

帯筋

組立の形の種別

・図示による

・H形

（ ） 形

図示による（ ）

最上階柱頭補強

補強方法

・図示による（ ）

片持ちスラブの出隅部の補強配筋（出隅受け部分の補強筋を含む）

配筋方法

・図示による（ ）

出隅部分及び出隅受け部の補強筋

・図示による（ ）

壁開口部の補強

一般壁

・図示による（ ）

耐震壁

・図示による（ ）

梁貫通孔の補強

補強形式

・図示による（ ）

配筋種別

・図示による（ ）

梁貫通孔径（部材記号含む）及び配筋種別リスト

・図示による（ ）

基礎梁主筋の継手

・図示による（ ）

機械吊上げ用フック

種別

・図示による（ ）

6
コンクリート工事

7
コンクリートの種類及び強度

普通コンクリートの設計基準強度 (N/mm2)

設計基準強度

適用箇所

打込み箇所

基礎、基礎梁、土間スラブ

柱、梁、スラブ、壁

所要スランプ

15、18

18

類別

※Ⅰ類

・Ⅱ類

セメント

種類

◎普通ポルトランドセメント又は高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種

（普通ポルトランドセメントの品質はJIS R 5210に示された規定の他、水和熱が7日で352J/g以下、かつ28日目で402J/g以下のものとする。）

施工箇所（基礎）

高炉セメントB種

[G]

施工箇所（ ）

フライアッシュセメントB種

[G]

施工箇所（ ）

骨材

アルカリシリカ反応性による区分

※A

・B

混和材料

・混和剤

混和剤の種類

※標仕 6.3.1(4) (a)による

・混和材

混和材の種類

※標仕 6.3.1(4) (b)による

気乾単位容積質量

普通コンクリート

・2.3t/m3 程度

マスコンクリート

セメントの種類

・高炉セメントB種

[G]

・普通ポルトランドセメント

・中熱ポルトランドセメント

・低熱ポルトランドセメント

・フライアッシュセメントB種

[G]

・シリカセメント

適用箇所

・図示による（ ）

混和材料

・混和剤

混和剤の種類

・標仕6-13-2(2) (7)による

・混和材

混和材の種類

・標仕6-13-2(2) (4)による

スランプ

・15cm

構造体強度補正值 (S)

・

※標仕 表6.13.1による

無筋コンクリート

コンクリートの種類

・

※普通コンクリート

適用箇所

・標仕 6.14.1(4)による箇所

・標仕 6.14.1(4)以外の箇所

・図示による（ ）

設計基準強度

※18N/mm2

スランプ

※15cm又は18cm

ひび割れ誘発目地

打継目地

打継の位置

・標仕 6.6.4(1)による

・図示による（ ）

目地寸法

・標仕 9.7.3による

・図示による（ ）

間隔、位置、形状

・図示による（ ）

コンクリートの仕上げ

合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ

※コンクリートの打放し仕上げ種別と適用箇所は図示による

コンクリートの仕上がりの平たんさ

種 別

適用 箇 所

◎a種

・b種

・c種

打増し厚さ（打放し仕上げ部）

・打放し仕上げ（仕上塗材、塗装等の仕上げを行う部分を含む）の打増し厚さ

（外部に面する部分に限る）

◎20mm

・打放し仕上げ（仕上塗材、塗装等の仕上げを行う部分を含む）の打増し厚さ（内部に面する部分に限る）

型枠

・外壁タイル張りで、MOR工法又は目荒らし（高圧水洗）工法を行う場合は、外部側に20mmの打増しを行う

せき板の材料及び厚さ

・合板（※12mm）

[G]

断熱材を兼用した型枠材の使用

・行う

適用箇所（ ）

・行わない

スリーブの材種・規格等

※標仕 6.8.2(9) (7)、(4)による

特記事項

設計年月日

07・03・

工事名称

口之島野々頭墓地トイレ整備設計委託業務

設計図

図面番号

A-02

縮尺

N/S

図面名称

特記仕様書2

7鉄骨工事

1鉄骨製作工場

鉄骨製作工場の加工能力
※建築基準法第68条の25に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認定を受けた(株)日本鉄骨評価センター及び(株)全国鉄骨評価機構(旧(株)全国鋼構工業協会)の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める()グレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場・監督職員の承諾する工場(標仕 7.1.1以外の適用範囲に限る。)
[7.1.3]
・配置する
・配置しない
[7.1.4]
3鋼材
材料等
[7.2.1] [表7.2.1]
種類 種類 適用場所 規格
※図示による() ※JISによる 大臣認定による
※図示による() ※JISによる 大臣認定による
※図示による() ※JISによる 大臣認定による
※図示による() ※JISによる 大臣認定による
有効縦長比(圧縮材に限る)
※図示による
4高力ボルト
高力ボルトの区分
・トルシア形高力ボルト
・JIS形高力ボルト
セットの種類 ※2種(F10T)
高圧ボルトの径・図示による()
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
・図示による
摩擦面の処理方法
・標仕 7.4.2(1)による
すべり係数試験
・図示による()
・図示による()
5普通ボルト
ボルト及びナットの種類
※標仕 表7.2.3 (JIS附属書品)による
・標仕 表7.2.3 (JIS附属書品)又は、JIS本体規格品 (ISO規格)による。(JIS本体規格品による場合は、ボルトの種類を呼び径六角ボルト又は全ねじ六角ボルト、強度区分を4.6又は4.8の鋼製とし、ナットの種類を六角ナット・Cの鋼製とする。なお、呼び径六角ボルトの軸径の最大寸法は、ボルトの径の値以下とする。)
座金
※標仕 7.2.3(4)による
ボルトの径
・図示による()
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
・図示による
6溶融亜鉛めっき高力ボルト
セットの種類
※1種(F8T相当)
溶融亜鉛めっき高力ボルトの径
・図示による()
溶融亜鉛めっき高力ボルトのめっき層の孔径
・大臣認定を受けた内容による
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
・図示による
摩擦面の処理
・プラスト処理(表面粗度50μm以上)又は、リン酸塩処理
リン酸塩処理とした場合は、すべり係数の確認を行う。
※すべり係数試験
試験方法等
・「高力ボルト接合設計施工ガイドブック(日本建築学会)」による
7アンカーボルト
適用
[7.2.4] [表7.2.3]
・構造用アンカーボルト
・ABR400 セットの種類(JIS B 1220)
・ABR490 セットの種類(JIS B 1220)
・SNR400B アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度
・標仕 表7.2.3による
形状、寸法
・図示による()
・建方用アンカーボルト
材質
・SS400
・アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度
・標仕 表7.2.3による
形状、寸法
・図示による()
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
・図示による()
8溶接材料
溶接材料
※標仕 7.2.5(1) (2)による
・標仕 7.2.5(1) (2)以外の溶接材料
材料及び使用箇所
・図示による()
9ターンバックル
種類
建築用ターンバックル鋼
※割切式
建築用ターンバックルボルト
※羽子板ボルト
ねじの呼び
・図示による()

7鉄骨工事(続き)

10床構造用デッキプレート
材質、形状及び寸法
[6.8.2] [7.2.7]
適用箇所 材質・形状・寸法 備考
・デッキプレート単独の構法
・デッキプレートとコンクリートとの合成スラブとする構法
床型特用を使用する場合において、受注者は施工に先立ち施工の安全性を確認すること。
開口部補強要領(補強筋の定着長さ等を含む)
・図示による()
鉄骨部材への溶接方法
・図示による()
耐火認定
・有り
耐火時間
・図示による()
・無し
11スタッド
材質、形状及び寸法 ※頭付きスタッド JIS B 1198
呼び名等
・16
・19
・22
12柱底均しモルタル
モルタルの種類
・無収縮モルタル
無収縮モルタルの材料、調合等
※標仕 表7.2.9(2) (7)から(2)による
・標仕 表7.2.9(1)によるモルタル
13工作図
監督職員による現寸検査
・行わない
・行う
増築工事等を含め、既存建築物との取り合い箇所がある場合は現場実測のうえ、作成を行う。
14製作精度
鉄骨の製作精度は、JISS 6 付則6「鉄骨精度検査基準」に加えて次による
通しダイヤグラムの交差させ継手の食い違い寸法
※H12建造第1464号第二号イ(2)による
アンダーカットの寸法
※H12建造第1464号第二号イ(3)による
食い違い、仕口のずれの検査方法及び補強方法
・「交差させ継手の食い違い・仕口のずれの検査・補強マニュアルによる」
15鉄骨の仮組
・行わない
・行う
仮組を行う範囲
・図示による()
16溶接技能者の技量付加試験
試験の要領及び試験を要する溶接箇所
・図示による()
17溶接接合
開先の形状
・図示による()
スカラップの形状
・図示による()
エンドタブの切断する部分
・全て
・見え掛り部となる部分
・切断する部分なし
切断する範囲
・エンドタブ、裏表が金等は、梁フランジの端から直線上に切断する。その際の残し寸法は、5mm以下とする。なお、切断面が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。
18現場溶接の有無
・無し
・有り
適用箇所
・図示による()
19入熱、バスの間温度の溶接条件
鋼材と溶接材料の組合せと溶接条件
・図示による()
適用箇所
・柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接部
・図示による()
20溶接部の試験
完全溶込み部の超音波深傷試験
・行わない
※行う
・工事溶接の場合
・全数検査
・抜取検査
AOQL (%) 4.0 2.5
筋 全て 6水準
検査水準 第6水準
・工事現場溶接の場合
・全数検査
・計数連続生産型抜取検査
AOQL (%) 4.0 2.5
突き合わせ継手の食い違い仕口のずれの検査
「突き合わせ継手の食い違い仕口のずれの検査・マニュアル(建築研究所監修)」による
・抜き取り検査 ①
※抜き取り検査 ②
JASS 6 付則6「鉄骨精度検査基準」の付表3「溶接」に関する試験方法等
・JASS 6 10.4[受入検査] e. 溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜取箇所は、超音波深傷試験の試験箇所と同一とする。外観試験の不合格箇所は、すべて標準仕様書7.6.13による補修を行い、再試験する。

7鉄骨工事(続き)

21錆止め塗装
塗料の種類
・鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内部の錆止め塗料(鉄骨に溶接されたものに限る)
※標仕 表18.3.1 A種
・塗装を行う耐火被覆材の接着する面
適用箇所
・図示による()
塗料の種類
・標仕 表18.3.1 ()種
・標仕 表18.3.2 ()種
22耐火被覆
種類
[7.9.2~8]
種別 材料・工法 性能(耐火時間) 適用箇所(部位・部分)
・耐火材吹付け
・乾式吹付けロックウール
・半乾式吹付けロックウール
・湿式ロックウール
・耐火板張り
・繊維混入けい酸カルシウム板
・耐火材貼付け
・高断熱ロックウール
・ラス張り
モルタル塗り
・耐火塗料
材料及び工法は、建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする
23建方精度
※(一社)日本建築学会「JASS6鉄骨工事」付則6「鉄骨精度基準」付表5「工事現場」による
24アンカーボルト等の設置
建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法
[7.10.3] [表7.10.1]
種類 A種 B種
構造用アンカーフレームの形状及び寸法
種類・図示による()
柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種類
※標仕 表7.10.2
※A種 モルタル厚さ()
・B種 モルタル厚さ()
25軽量形鋼構造
接合部(ボルト接合の場合)
・普通ボルト接合
もや、鋼種類の取付け用ボルトを普通ボルト接合とする場合は、二重ナットとする。
26溶融亜鉛めっき(構造耐力上主要な部分)
種別等
[7.12.4] [表14.2.2]
重めっきの種類 材料 適用部位
A種 最小板厚6.0mm以上の形鋼、鋼板
B種 最小板厚3.2mm以上、6.0mm未満の形鋼、鋼板
C種 普通ボルト・ナット類、アンカーボルト類
最小板厚2.3mm以上、3.2mm未満の形鋼、鋼板
素地ごしらえはJIS H 8641による
27梁貫通孔の補強
補強方法
・補強プレート法
・補強トラス法
適用箇所
※図示による()
8コンクリートブロック・ACレパネル・押出成形セメント板工事
1コンクリートブロック造
ブロックの種類等
[8.2.2、3、5、8]
断面形状及び圧縮強さによる区分 正味厚さ(mm) モジュール呼び寸法(mm) 化粧の有無 適用箇所 備考
※空洞ブロックC(16) 120 ※400 ※200 ※無・有
※150
※無・有
モルタルの調合(容積比)
・セメント() : 砂()
各部の配筋 ※図示
モルタル又はコンクリートで充填するブロックの範囲 ※図示
2コンクリートブロック横壁及び縦
ブロックの種類等
[8.2.2、3、4]
断面形状及び圧縮強さによる区分 正味厚さ(mm) モジュール呼び寸法(mm) 化粧の有無 (表8.3.1)以外の適用箇所 備考
・空洞ブロックC(16) 120 ※400 ※200 ※無・有
・型枠状ブロック 20 120 ※400 ※200 ※無・有
・ 150 ※無・有
・ 150 ※無・有
壁の厚さ
・ 120
・ 150
壁の高さが2mを超え
壁鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状
※図示
各部の配筋 ※図示
化粧地地の有無 無・有
工法
コンクリートブロック積横壁の積高は、壁厚の25倍かつ3500以内とし、その他の部分は同厚の鉄筋コンクリート造重壁とする

8コンクリートブロック・ACレパネル・押出成形セメント板工事(続き)

3ALCパネル
パネルの区分 単位荷重(N/㎡) 厚さ(mm) 幅(mm) 耐火性能 表面加工 構法の種別
・外壁用 100 1時間 平・意匠
・間仕切壁用 100 平・意匠
・屋根用 100 30分・1時間 F種
・床用 100 1時間・2時間
パネル相互の接合部に挿入する耐火目地材
パネル幅の最小限度を300mm未満とする場合
パネル端辺小口相互の接合部、外壁、間仕切壁パネルの出隅及び入隅のパネル接合部並びにパネルと他部材との取り合い部の目地幅(mm) ※10~20
外壁、間仕切壁パネルの伸縮調整目地への耐火目地材の充填・適用する・適用しない
4押出成形セメント板(ECP)
外壁、屋根パネルの構造
外壁パネル構造及び間仕切壁パネル構造における耐震性能
[8.5.2~5]
パネルの種類 形状 厚さ(mm) 幅(mm) 工法の種別 耐火性能
・外壁パネル F・F-R 50 450 A種 30分
D・D-R 60 600 B種 1時間
T・T-R 100 2時間
・間仕切壁パネル F・F-R 50 450 B種 30分
D・D-R 60 600 C種 1時間
T・T-R 100 2時間
注) F:フラットパネル、D:デザインパネル、T:タイルベースパネル
パネル幅の最小限度を300mm未満とする場合
パネル相互の目地幅(mm) ※長辺()、短辺()
出隅及び入隅のパネル接合目地の目地幅(mm) ※15
耐火構造以外の目地及び隙間の処理 ※パネルの製造所の仕様
やむを得ず欠き込み等を行う場合は、下表の寸法を限度とし、欠損部分を考慮した強度を確認した施工計画書を提出する。
孔あけ及び欠き込みの大きさ 切断後のパネルの残り部分の幅
パネルに孔あけを設ける場合 短辺 500mm以下 150mm以下
長辺 500mm以下 300mm以下
パネルに欠き込みを設ける場合 短辺 500mm以下 300mm以下
長辺 500mm以下 300mm以下
9防水工事
1アスファルト防水
屋根保護防水
[9.2.2~5] [表9.2.3~9]
防水層の種類
種別 施工箇所 断熱材(S) 絶縁用シート 立上り部の保護方法
・A-1
・A-2
・A-3
・B-1
・B-2
・B-3
・A1-1
・A1-2
・A1-3
・B1-1
・B1-2
・B1-3
※ポリスチレンフィルム
厚さ0.15mm以上
・又はフラットヤーンクロス 70g/㎡程度
※フラットヤーンクロス 70g/㎡程度
・れんが押さえ (JIS R 1250)
改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
用途による区分
材料による区分 ※R種
厚さ mm以上
※標仕 表9.2.3及び標仕 表9.2.4による
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
用途による区分
材料による区分 ※R種
厚さ mm以上
※標仕 表9.2.5及び標仕 表9.2.6による
立上り部への断熱材及び絶縁シート
・設置しない
・設置する
平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ ※水下 80mm以上
床タイル張り ※水下 60mm以上
立上り部の保護方法
・乾式保護材
高層系パネル:無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形シートの品質・性能・試験方法
建築材料等品質性能表による

特記事項

図面番号

A-03

設計年月日

07 03

図面名称

図面名称

工事名称

口之島野々頭基地トイレ整備設計委託業務

設計図

特記仕様書3

9
防水工事（続き）

1 アスファルト防水（続き）

2 改質アスファルトシート防水

3 合成高分子系ルーフィングシート防水

9
防水工事（続き）

3 合成高分子系ルーフィングシート防水

4 塗膜防水

5 ケイ酸質系塗布防水

9
防水工事（続き）

3 合成高分子系ルーフィングシート防水

6 シーリング

7 保証書及び期間

10
石工事

1 施工

3 外壁湿式工法

4 内壁空積工法

5 外壁乾式工法

6 床及び階段の石張り

10
石工事（続）

7 笠木、甲板等の石張り

3 有機系接着剤によるタイル張り

4 階段滑り止め

10
石工事（続）

7 笠木、甲板等の石張り

3 有機系接着剤によるタイル張り

4 階段滑り止め

特記事項

設計年月日
07 03

縮尺
N/S

工事名称
口之島野々頭基地トイレ整備設計委託業務

図面名称
特記仕様書4

図面番号
A-04

[illegible]

15 主工事

1 モルタル塗り

モルタル ・現場調合材料 ・既調合材料 (材料：) [15. 3. 2、5]
既製目地材 ・設ける 施工箇所() 形状(※図示)
※適用しない
床の目地 ・設ける (目地割り ※2m程度(最大目地間隔3m程度) ・)
(種類 ※押し目地 ・)
・設けない
外装壁タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験
※適用する ・適用しない
・防水剤 (品質・性能・試験方法)
建築材料等品質性能表による

2 ラス系下地

ラス系下地 [15. 2. 4]
・通気構造単層下地
換気口部の措置 ・公共木造建築様仕 (11. 4. 3) (2) (9)
・通気構造二層下地
・直張りラスモルタル下地
・直張りラスシートモルタル下地
耐力壁、耐火構造、準防火構造等の指定 ()
ラスの材料
種類 ()
材料の記号及び単位面積あたりの質量 ()
ラスシートの材料
ラス目による区分 (・M ・)
山高、山ピッチ、質量及び溶接区分による区分 (・L S 4 (建築基準法に基づく耐力壁) ・)
・ステープルの形状及び寸法 ()
直張りラスシートモルタル下地で建築法に基づく耐力壁のラスシートの施工 ()

3 セルフレベリング材塗り

・せっこう系 ・セメント系 [15. 5. 2] [表15. 5. 1]

4 仕上塗材仕上げ

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 [15. 6. 2]
※規制対象外
仕上塗材の種類
・薄付け仕上塗材

種 類	仕上げの形状	工 法	吸放湿性	防火材料
・	・	・	・適用する	・
・	・	・	・適用する	・

種 類	仕上げの形状	工 法	吸放湿性	上塗り	防火材料
・	・	・	・適用する	・適用する	・
・	・	・	・適用する	・適用する	・

・複層仕上塗材

種 類	仕上げの形状	工 法	上塗りの種類	耐候性	防火材料
・	・	・	溶媒 ※水系 ・ 樹脂 ※79%系 ・ 外観 ※つやあり	※耐候性 3 種 ・	・
・	・	・	・	・	・

・軽量骨材仕上塗材

呼び名			防火材料
・			・
・			・

5 A L Cパネルの場合の下地処理

内壁目地部の形状 ※V形目地付き ・ [15. 6. 4]

6 マステック塗料塗り

種別 ・ A種 ・ B種 (仕上材塗り：EP-G ※B種 ・ A種) [15. 7. 2]

7 せっこうプラスター塗り

下塗り ・既調合プラスター (下塗り用) ・現場調合プラスター (下塗り用)
上塗り ・既調合プラスター (上塗り用) ・しっくい塗り

8 ロックウール吹付け

ロックウールのホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外
接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外
仕上げ吹付け厚さ(mm) ・図示 ・25
色彩 ・着色 ※原色

9 しっくい塗り

しっくい ・現場調合材料 ※標仕 15. 10. 2(1) (イ)による
・既調合材料 製造所 ()
種類 ()
下地 ※木ずり、こまい土壁塗り、せっこうラスボード、せっこうボード
・モルタル塗り
・下塗りをせっこうプラスターとし上塗りに塗り付ける場合
調合及び塗厚 木ずり下地の場合 ※標仕 表15. 10. 3
・こまい下地の場合 ※標仕 表15. 10. 4

10 こまい壁塗り

のり ・土壁用ののり ・ふのり ※つものまた ・ぎんなんそう ・粉末海藻 ・
・砂壁用ののり ※ふのり ・つものまた ・こんにゃくのり ・こかわ
・合成高分子系混和剤
色土 ・土物仕上げに用いる土色の種類 ()
・大津仕上げに用いる土壁の種類 ()
色砂の種類 ・天然砂と岩石の砕砂
・人工的に着色・製造したもの
調合 下塗りの場合 ※標仕 表15. 11. 2
塗厚 ※標仕 表15. 11. 8による
・建築基準法に基づく耐力壁のある場合 ()
工程 ※A種 ・B種
・土物仕上げ
種類 ・土物仕上げ工法
・水ごね土物1工法 ・水ごね土物2工法 ・のりさし土物工法 ・のりごね土物工法
・砂壁仕上げ工法
・切返し仕上げ工法
・大津仕上げ 種類 ・普通大津仕上げ工法 ・大津みがき仕上げ工法

16 建具工事

1 防火戸

※建具表による ・ [16. 1. 3]
2 防犯建具部品 [16. 1. 6]
3 アルミニウム製建具 [16. 2. 1、2、4、5] [表14. 2. 1]
性能等級
外部に面する建具 ・ A種 (建具符号： ・建具表による ・)
※B種 (建具符号： ・建具表による ・)
・ C種 (建具符号： ・建具表による ・)
・ D種 (建具符号： ・建具表による ・)
・ E種 (建具符号： ・建具表による ・)
防音ドアセット、防音サッシ ・遮音性の等級 (・建具表による ・)
(建具符号： ・建具表による ・)
断熱ドアセット、断熱サッシ 6 ・断熱性の等級 (・建具表による ・)
(建具符号： ・建具表による ・)
枠の見込み寸法 ・建具表による ・
表面処理の種別
外部に面する建具 ・ A-1種 ・ A-2種 ※B-1種 ・ B-2種 ・
皮膜等の種類 (※標仕 表14. 2. 1による)
屋内の建具 ※C-1種 ・ C-2種 ・
皮膜等の種類 (※標仕 表14. 2. 1による)
結露水の処理方法 ※図示 ・
水切り板、ぜん板 ※建具表による ・図示

4 網戸等 [16. 2. 3]

種 類	材 種	線 径	網 目
・防虫網	・合成樹脂製 ※ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス (SUS316) 製	※0. 25mm以上	※16～18メッシュ ・
・防鳥網	・ステンレス (SUS304) 線材	1. 5mm	網目寸法15mm

5 樹脂製建具 [16. 2. 2、5] [16. 3. 2～6] [表16. 3. 1～4]
性能等級
外部に面する建具 ・ A種 (建具符号： ・建具表による ・)
・ B種 (建具符号： ・建具表による ・)
・ C種 (建具符号： ・建具表による ・)
・ D種 (建具符号： ・建具表による ・)
・ E種 (建具符号： ・建具表による ・)
防音ドアセット、防音サッシ ・遮音性の等級 (・T-1 ・ T-2)
(建具符号： ・建具表による ・)
断熱ドアセット、断熱サッシ 6 ・断熱性の等級 (・H-4 ・ H-5 ・ H-6 ・ H-7 ・ H-8 ・)
(建具符号： ・建具表による ・)
外部に面する建具の日射熱取得性の等級 (・)
枠の見込み寸法 ・建具表による ・
表面色 ※標準色 ・特注色
水切り板、ぜん板 ※図示 ・

6 鋼製建具 [16. 2. 2] [16. 4. 2～4] [表16. 4. 2]
性能等級
簡易気密型ドアセット ・適用する (建具符号： ・建具表による ・)
・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性 ・耐風圧性の等級 (・)
防音ドアセット、防音サッシ ・遮音性の等級 (・建具表による ・)
(建具符号： ・建具表による ・)
断熱ドアセット、断熱サッシ 6 ・断熱性の等級 (・建具表による ・)
(建具符号： ・建具表による ・)
耐震性能 ・建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による
材料 ステンレス鋼板 (・ SUS304、SUS340J1L又はSUS443J1 ・)
ステンレス製くつずりの仕上げ ・HL ・
形状および仕上げ
鋼板類の厚さ ・標準仕様書 (表16. 4. 2) による ・
使用箇所 ()

7 鋼製軽量建具 [16. 2. 2] [16. 5. 2～4]
性能等級
簡易気密型ドアセット ・適用する (建具符号： ・建具表による ・)
・適用しない
防音ドアセット、防音サッシ ・遮音性の等級 (・建具表による ・)
(建具符号： ・建具表による ・)
断熱ドアセット、断熱サッシ 6 ・断熱性の等級 (・建具表による ・)
(建具符号： ・建具表による ・)
耐震性能 ・建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による
鋼板 ※亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被膜鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板
鋼板の厚さ ・標仕 表16. 5. 1による ・使用箇所 ()
召合せ、縦小口包み板の材質 ※ステンレス鋼板 ・鋼板
形状および仕上げ
鋼板類の厚さ ・標準仕様書 (表16. 5. 1) による ・
使用箇所 ()

8 ステンレス製建具 [16. 2. 2] [16. 4. 2] [16. 6. 2～5]
性能等級
簡易気密型ドアセット ・適用する (建具符号： ・建具表による ・)
・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性 ・耐風圧性の等級 (・)
防音ドアセット、防音サッシ ・遮音性の等級 (・建具表による ・)
(建具符号： ・建具表による ・)
断熱ドアセット、断熱サッシ 6 ・断熱性の等級 (・建具表による ・)
(建具符号： ・建具表による ・)
耐震性能 ・建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による
ステンレス鋼板 ※SUS304 ・ SUS430J1L ・ SUS443J1
表面仕上げ ※HL ・鏡面仕上げ ・
ステンレス鋼板の曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ

16 建具工事 続き

9 木製建具 [16. 7. 2～4]
建具材の加工、組立時の含水率 ・ A種 ※B種 ・
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外 ・F☆☆☆☆
・フラッシュ戸
表面材の合板の種類

合板の種類	規 格 等	備 考
※普通合板 6	表面の樹種 生地、透明塗料塗り (※7%程度 ・) 不透明塗料塗り (※しな程度 ・) 板面の品質 (※広葉樹1等 ・) 接着の程度 (・1類 ・2類)	
・天然木 化粧合板 6	樹種名 () 接着の程度 (・1類 ・2類)	
・特殊加工 化粧合板 6	化粧加工の方法 (・キリ5/8化粧合板 ・アワツ ・マシ化粧合板) 表面性能 () タイプ 接着の程度 (・1類 ・2類)	

表面板の厚さ ※標仕 表16. 7. 6による ・
・かまち戸
かまち樹種 () 鏡板樹種 ()
見込み寸法 ※36mm ・建具表による ・
・ふすま
張りの種別 (・Ⅰ型 ・Ⅱ型)
上張り (押入等の裏側以外) ・鳥の子 ※新鳥の子又はビニル紙程度
線仕上げ ・塗り線 ※生地線 (素地) ・生地線 (ウレタンクリヤー塗装)
見込み寸法 ※19. 5mm ・建具表による ・
・戸ふすま
見込み寸法 ※30mm ・建具表による ・
・紙張り障子
見込み寸法 ※30mm ・建具表による ・
枠、くつずりの材料 ・建具表による ・

10 建具用金具 [16. 8. 2～4] [表16. 8. 1]
・マスターキー ※製作する(※新規 ・既存にあわせる) [16. 8. 2～4] [表16. 8. 1]
※リジダー箱錠
※レバーハンドル 材質 ※アルミニウム合金 ・ステンレス ・貴銅
座金 ※丸座 ・長座
材質 ※ステンレス
○握り玉
・本締まり錠 (性能)
建築材料等品質性能表による
・窓錠
※レバーハンドル 材質 ※アルミニウム合金 ・ステンレス ・貴銅
座金 ※丸座 ・長座
材質 ※ステンレス
・握り玉
材質 ※ステンレス
・グレモン錠
レバーハンドルの材質 ※亜鉛合金 ・ステンレス
製造所 ※図示
・ピボットヒンジ
カバー部の材質 ※ステンレス ・亜鉛合金
・フロアヒンジ
カバー部の材質 ※ステンレス
・ヒンジクローザー (丁番型)
材質 ・鋼 (焼付け塗装)
・ヒンジクローザー (ピボット型)
材質 ・鋼 (焼付け塗装)
・ドアクローザー
・Grade1 ※Grade2
材質 ※アルミニウム合金
・押棒、押板
材質 ・ステンレス ・貴銅 ・合成樹脂
・アームストッパー
材質 ・鋼 (クロームめっき) ※ステンレス
・クレセント
材質 ※建築製造所の仕様による
・排煙オペレーター (※埋込 ・露出)
○マスターキー 製作する ○新規 ・既存にあわせる [16. 8. 4]
鍵の製作本数 ○各室3本一組 (室名札付き) ・
鍵箱 ○無し
・有り 鋼板の市販品として監督員の承認による
形式 ・30本入り () 個 ・60本入り () 個
・120本入り () 個 ・ () 本入り () 個

12 自動ドア開閉装置 [16. 9. 2、3]

自動ドア	種類	性 能	防錆	センサーの種類	凍結防止
・引き戸	・SSLD-1 ・SSLD-2 ・QSLD-1 ・QSLD-2	※標仕 表16. 9. 1による	・適用する ・適用しない	・マットスイッチ ※光線 (反射) スイッチ ・熱線スイッチ ・音波スイッチ ・光電スイッチ ・タッチスイッチ ・電波スイッチ ・ペダルスイッチ ・車椅子使用者用便房スイッチ	・適用する ・適用しない
・多目的トイレ 出入口引き戸		※標仕 表16. 9. 2による			
・	・図示	・			

駆動力 ※電気式又は電動油圧式 ・ ()
電源 ※単相100V (過電流保護装置付) ・ ()
補助センサー ※安全光線スイッチ 1組 ・ ()
各開閉装置毎に補助センサを設ける
引き戸用検出装置の種類 ・標仕 表16. 9. 4 による ・建具表による ・
タッチスイッチの種類 ・無線式タッチスイッチ ・光線式タッチスイッチ
車椅子使用者用便房スイッチの種類 ・大型押しボタンスイッチ ・非接触スイッチ

13 自閉式上り引り戸装置 [16. 10. 3]
性能 ※標仕 表16. 10. 1による ・

16 建具工事 続き

14 重量シャッター [16. 11. 2、3]
シャッターの種類 耐風圧強度 備 考
・管理用シャッター 耐風圧強度 () Pa ※障害物感知装置 (自動閉鎖型)
・外壁用防火シャッター 耐風圧強度 () Pa
・屋内用防火シャッター
・防護シャッター
閉鎖機能による種類 ※上部電動式 (手動併用) ・上部手動式
リモコンの有無 ※無 ・有 (リモコン個数 個)
電動式の場合の電源 ※三相200V 0. 75kw以下 (過電流保護装置付)
管理用シャッターのシャッターケース ・設ける ・設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類 ・JIS G 3302 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)
・JIS G 3312 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)
めっきの付着量 ※Z12又はF12
ガイドレール、まぐさ、雨掛かりに用いる座板及び座板のカバー、雨掛かりに用いる
スイッチボックス類のふたの材質 ・ステンレス鋼板 (SUS304) ・
開閉方式による種類 ※手動式 ・上部電動式 (手動併用) [16. 12. 2～4]
シャッターケース ※設ける ・設けない
耐風圧強度 () Pa
スラットの材質
※JIS G 3312 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板)
めっき付着量 (※Z06又はF06)
・JIS G 3322 (塗装溶融55%アルミニウム一亜鉛合金めっき鋼板)
めっき付着量 (※AZ90 ・)
スラットの形状 ※インターロック形状形 ・オーバーラッピング形
ガイドレール・座板の材質 ※ステンレス (SUS304) ・溶融亜鉛めっき鋼板
電動式の場合の障害防止機構 ※有 (障害物感知装置自動閉鎖型)
電動式の場合の電源 ※単相100V (過電流保護装置付) ・ ()

15 軽量シャッター [16. 12. 2～4]
開閉方式による種類 ※手動式 ・上部電動式 (手動併用)
シャッターケース ※設ける ・設けない
耐風圧強度 () Pa
スラットの材質
※JIS G 3312 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板)
めっき付着量 (※Z06又はF06)
・JIS G 3322 (塗装溶融55%アルミニウム一亜鉛合金めっき鋼板)
めっき付着量 (※AZ90 ・)
スラットの形状 ※インターロック形状形 ・オーバーラッピング形
ガイドレール・座板の材質 ※ステンレス (SUS304) ・溶融亜鉛めっき鋼板
電動式の場合の障害防止機構 ※有 (障害物感知装置自動閉鎖型)
電動式の場合の電源 ※単相100V (過電流保護装置付) ・ ()

16 オーバーヘッドドア [16. 13. 2、3]

セクション材料 による区分	耐風圧 区分	開閉方式 による区分	収納形式 による区分	ガイドレールの材質
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・125 ・100 ・75 ・50	※バラン式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイドロ形 ・パーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

障害物感知装置を設けた電動式シャッターの設置場所 ・図示 ・
フロント板ガラスの品質及び厚さの呼びによる種類
・建具表による ・
型板ガラスの厚さによる種類
○建具表による
網入りガラス及び網入板ガラスの網又は線の形状、板の表面の状況及び厚さの呼びによる種類
・建具表による ・
合わせガラス
材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに合わせガラスの合計厚さ
・建具表による ・
形状による種類
・平面合わせガラス ・曲面合わせガラス
落球衝撃はく離特性並びにショットバック衝撃特性による種類
・Ⅰ類 ・Ⅱ-Ⅰ類 ・Ⅱ-2類 ・Ⅲ類
強化ガラス
形状による種類、材料板ガラスの種類による名称
・建具表による ・
破片の状況及びショットバック衝撃特性による種類
・Ⅰ類 ・Ⅲ類
熱線吸収板ガラス
板ガラスによる種類、厚さによる種類
・建具表による ・
性能による種類
・Ⅰ種 ・2 種
複層ガラス
材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ
・建具表による ・
断熱性による区分
・T1 ・T2 ・T3 ・T4 ・T5 ・T6
日射取得性、日射遮蔽性による区分
・G ・S
乾燥気体の種類
・空気 ・アルゴン
熱線反射ガラス
材料板ガラスの種類及び厚さによる種類
・建具表による ・
日射熱遮蔽性による区分
・Ⅰ種 ・2 種 ・3 種
耐久性による区分 (日射熱遮蔽性による区分が2 種の場合)
・A 種 ・B 種
映像調整
・行わない ・行う
倍強度ガラス
材料板ガラスの種類及び厚さによる種類
・建具表による ・
ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ (mm)
アルミニウム製	・シーリング材 (SR-1) ○ガスケット ・グレイジングチャンネル形	○建具の製造所の仕様による ・図示 ・
鋼製及び鋼製軽量	・シーリング材 (SR-1)	○建具の製造所の仕様による ・図示 ・
ステンレス製	・シーリング材 (SR-1)	○建具の製造所の仕様による ・図示 ・
アルミニウム製	・シーリング材 (SR-1) ・ガスケット ・グレイジングチャンネル形	・建具の製造所の仕様による ・図示 ・

耐震性能 建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による
右に示す製造所の商品程度とする ()
品質は JIS A 5759による

特記事項

図面番号

設計年月日

07 03

工 事 名 称

口之島野々頭基地トイレ整備設計委託業務

設 計 図

A-06

図 面 名 称

特記仕様書6

図 面 番 号

17

カーテンウォール工事

1

取付方法、性能等

2

メタルカーテンウォール

3

PCカーテンウォール

18

塗装工事

19

内装工事

20

内装工事（続き）

21

9 畳敷き

22

10 せっこうボードその他のボード張り

23

11 壁紙張り

24

12 床張り

25

13 天井工事

26

14 照明工事

27

15 設備工事

28

16 仕上げ工事

29

17 竣工検査

30

18 引渡

31

19 引渡後

32

20 引渡後

33

21 引渡後

34

22 引渡後

35

23 引渡後

36

24 引渡後

37

25 引渡後

38

26 引渡後

39

27 引渡後

40

28 引渡後

41

29 引渡後

42

30 引渡後

43

31 引渡後

44

32 引渡後

45

33 引渡後

46

34 引渡後

47

35 引渡後

48

36 引渡後

49

37 引渡後

50

38 引渡後

51

39 引渡後

52

40 引渡後

53

41 引渡後

54

42 引渡後

55

43 引渡後

56

44 引渡後

57

45 引渡後

58

46 引渡後

59

47 引渡後

60

48 引渡後

61

49 引渡後

62

50 引渡後

63

51 引渡後

64

52 引渡後

65

53 引渡後

66

54 引渡後

67

55 引渡後

68

56 引渡後

69

57 引渡後

70

58 引渡後

71

59 引渡後

72

60 引渡後

73

61 引渡後

74

62 引渡後

75

63 引渡後

76

64 引渡後

77

65 引渡後

78

66 引渡後

79

67 引渡後

80

68 引渡後

81

69 引渡後

82

70 引渡後

83

71 引渡後

84

72 引渡後

85

73 引渡後

86

74 引渡後

87

75 引渡後

88

76 引渡後

89

77 引渡後

90

78 引渡後

91

79 引渡後

92

80 引渡後

93

81 引渡後

94

82 引渡後

95

83 引渡後

96

84 引渡後

97

85 引渡後

98

86 引渡後

99

87 引渡後

100

88 引渡後

101

89 引渡後

102

90 引渡後

103

91 引渡後

104

92 引渡後

105

93 引渡後

106

94 引渡後

107

95 引渡後

108

96 引渡後

109

97 引渡後

110

98 引渡後

111

99 引渡後

112

100 引渡後

113

101 引渡後

114

102 引渡後

115

103 引渡後

116

104 引渡後

117

105 引渡後

118

106 引渡後

119

107 引渡後

120

108 引渡後

121

109 引渡後

122

110 引渡後

123

111 引渡後

124

112 引渡後

125

113 引渡後

126

114 引渡後

127

115 引渡後

128

116 引渡後

129

117 引渡後

130

118 引渡後

131

119 引渡後

132

120 引渡後

133

121 引渡後

134

122 引渡後

135

123 引渡後

136

124 引渡後

137

125 引渡後

138

126 引渡後

139

127 引渡後

140

128 引渡後

141

129 引渡後

142

130 引渡後

143

131 引渡後

144

132 引渡後

145

133 引渡後

146

134 引渡後

147

135 引渡後

148

136 引渡後

149

137 引渡後

150

138 引渡後

151

139 引渡後

152

140 引渡後

153

141 引渡後

154

142 引渡後

155

143 引渡後

156

144 引渡後

157

145 引渡後

158

146 引渡後

159

147 引渡後

160

148 引渡後

161

149 引渡後

162

150 引渡後

163

151 引渡後

164

152 引渡後

165

153 引渡後

166

154 引渡後

167

155 引渡後

168

156 引渡後

169

157 引渡後

170

158 引渡後

171

159 引渡後

172

160 引渡後

173

161 引渡後

174

162 引渡後

175

163 引渡後

176

164 引渡後

177

165 引渡後

178

166 引渡後

179

167 引渡後

180

168 引渡後

181

169 引渡後

182

170 引渡後

183

171 引渡後

184

172 引渡後

185

173 引渡後

186

174 引渡後

187

175 引渡後

188

176 引渡後

189

177 引渡後

190

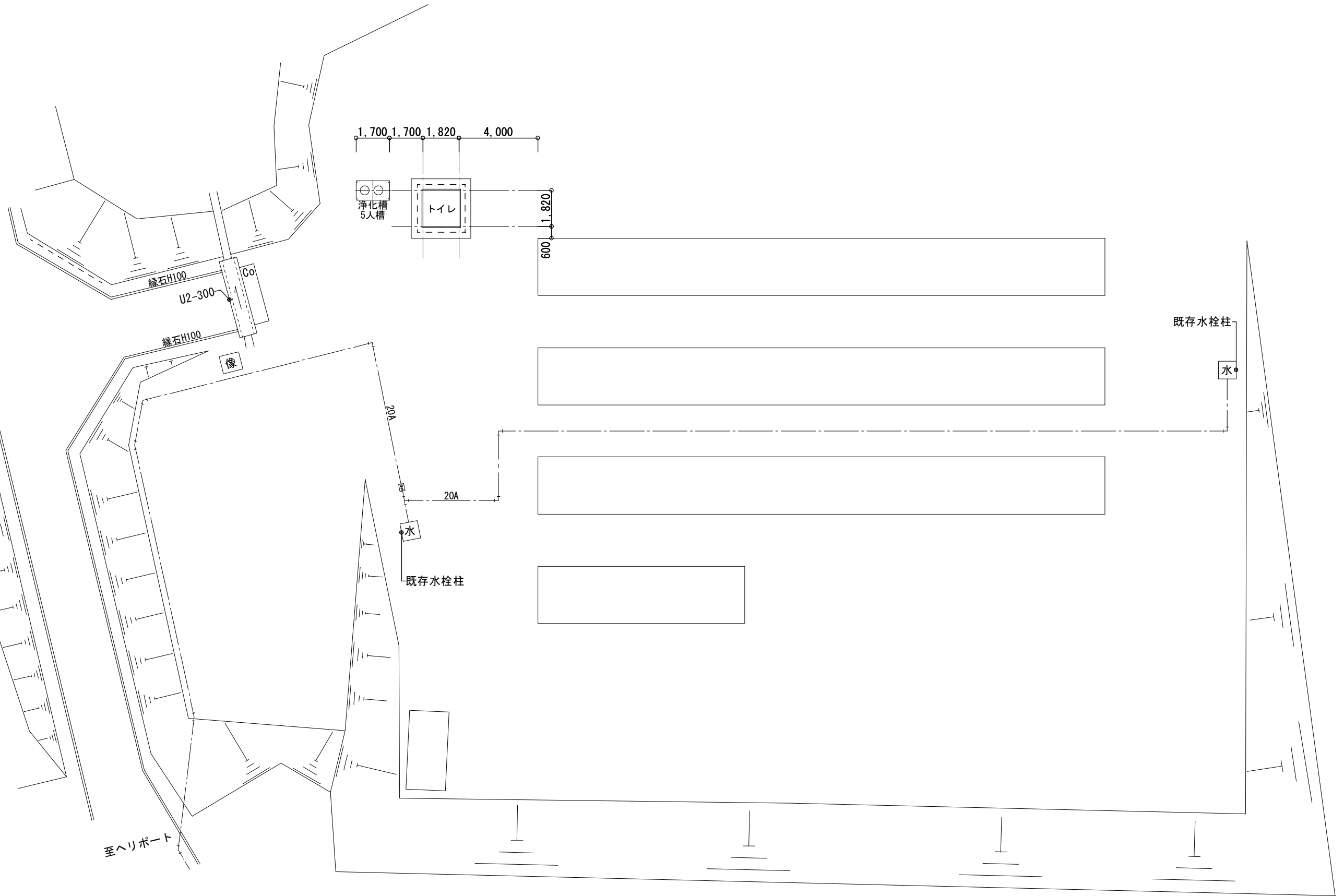
178 引渡後

191

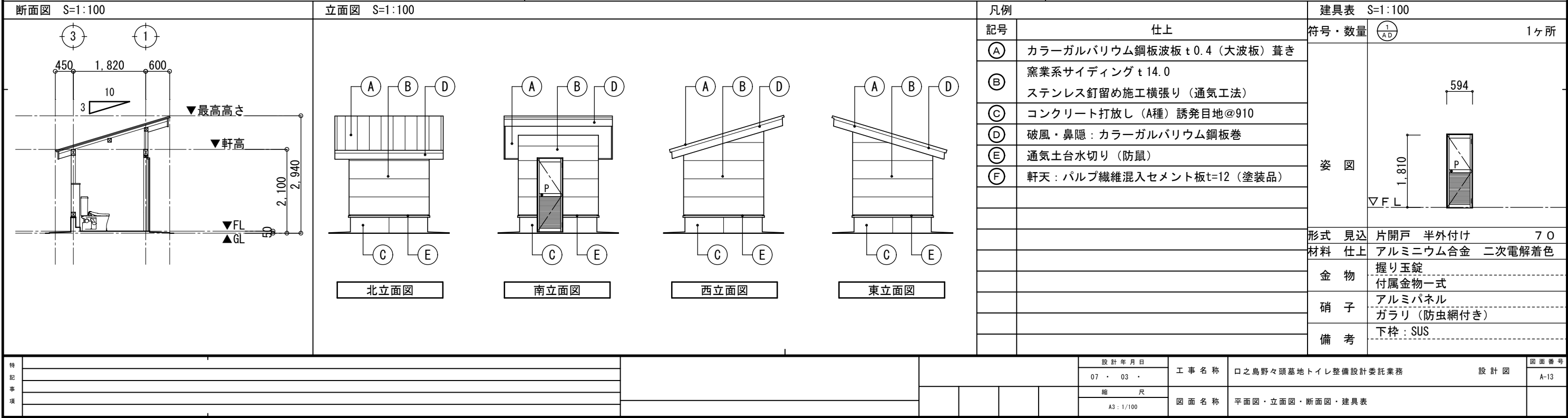
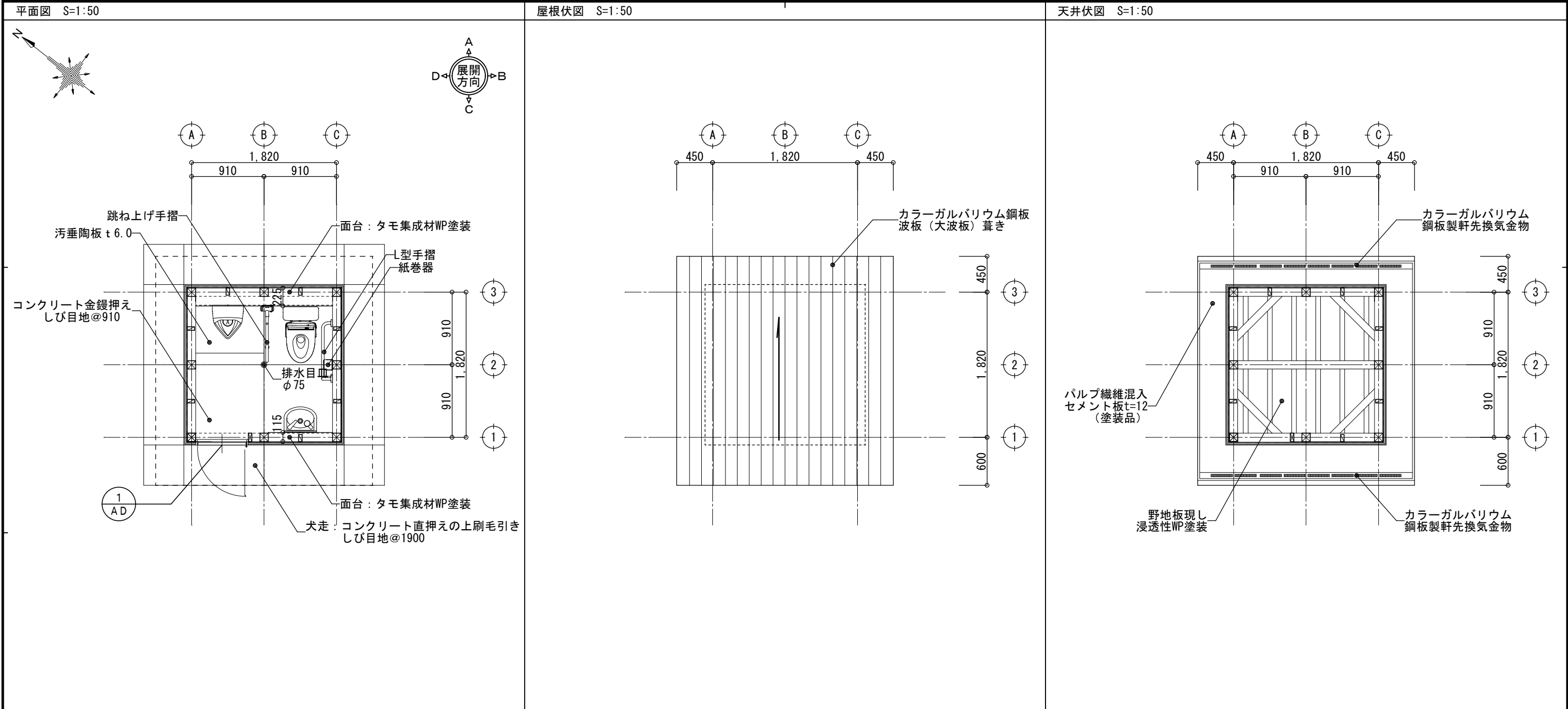
179 引渡

20 ユニット及びその他工事 (続き)	1 フリーアクセスフロア	[20.2.2]						20 ユニット及びその他工事 (続き)	6 階段滑り止め	[20.2.7]						20 天井点検口	材 種						20 ユニット及びその他工事 (続き)	36 プレキャスト コンクリート	コンクリートの設計基準強度 ※水セメント比55%以下、単位セメント量の最少値300kg/m ³ を満足する調査強度 ・図示 配筋 ※配筋を定めた計算書を監督職員に提出する ・図示 取付け方法 ※図示						20 ユニット及びその他工事 (続き)	37 間知石及びコン リート間知ブロック	[20.3.3、4]					
		施工箇所								材 種							材 種								材 種								材 種					
		寸法 (mm)								滑り止め材							形 式								種 類								種 類					
		高さ (mm)								取付け方法							外 枠								質 量 区 分								備 考					
		※450角以上 600角以下 ・								※35mm ・※あり							※額縁タイプ ・※額縁タイプ								―								―					
		※450角以上 600角以下 ・								※40mm ・40mm							※目地タイプ ・※目地タイプ								・A								・B					
		※450角以上 600角以下 ・								※50mm ・50mm							・								・								・					
		・帯電防止床材 ※450角以上 600角以下 ・								・帯電防止床材 ※450角以上 600角以下 ・							・								・								・					
		適用地震時水平力								1階及び地階 中間階（ ～ 階） 最上階（ 階） 帯電防止床タイル ・直敷タイプ ・パネル一体タイプ （パネル一体タイプ以外の仕上げ材は別途内装工事とする）							※0.66以上 ※0.66以上 ※1.06以上								・1.06以下								・					
		寸法精度								※標準仕 20.2.2(2) (オ) (a)～(c) による パネルの長さ ※各辺の長さが500mmを超える場合 500mm以下の場合 パネルの平面形状（角度） ※各辺の長さが500mmを超える場合 500mm以下の場合 フリーアクセスフロアの長さ ※±0.5mm以内							・ ・ ・ ・ ・								±0.1%以内 ±0.5mm以内								±0.1%以内 ±0.5mm以内					

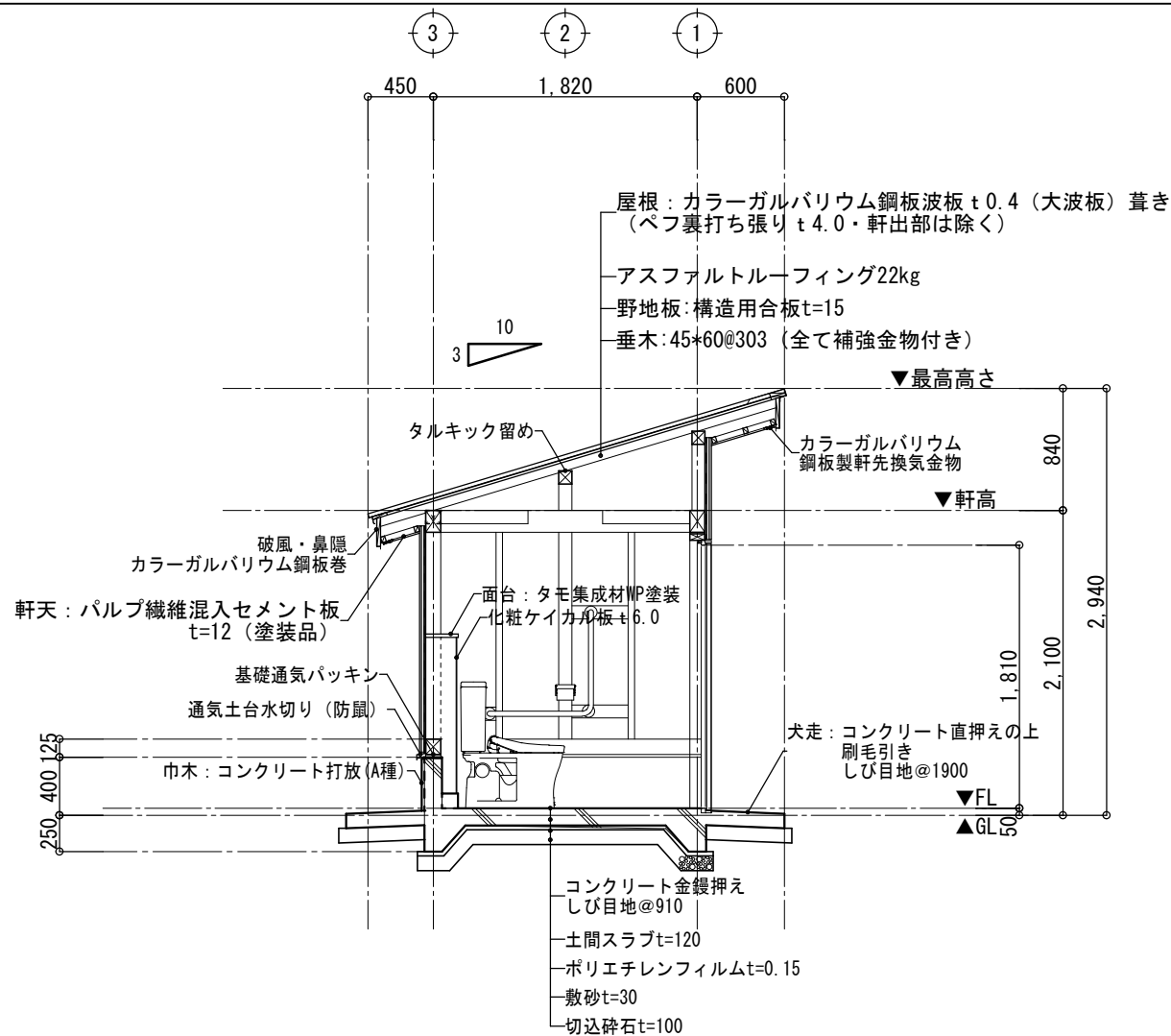
2 可動間仕切	3 移動間仕切	[20.2.3]						20 ユニット及びその他工事 (続き)	10 鏡	[20.2.10]						20 ユニット及びその他工事 (続き)	25 ステンレス流し台	[20.2.13]						20 ユニット及びその他工事 (続き)	26 コンロ台	[20.2.14]						20 ユニット及びその他工事 (続き)	27 旗竿	[20.2.15]						20 ユニット及びその他工事 (続き)	28 旗竿受金物	[20.2.16]						20 ユニット及びその他工事 (続き)	29 車止め支柱	[20.2.17]						20 ユニット及びその他工事 (続き)	30 フェンス	[20.2.18]						20 ユニット及びその他工事 (続き)	31 屋内掲示板	[20.2.19]						20 ユニット及びその他工事 (続き)	32 敷地境界標	[20.2.20]						20 ユニット及びその他工事 (続き)	33 耐震スリット	[20.2.21]						20 ユニット及びその他工事 (続き)	34 打撃止水材	[20.2.22]						20 ユニット及びその他工事 (続き)	35 エキスパンション ・ジョイント金物	[20.2.23]						20 ユニット及びその他工事 (続き)	36 プレキャスト コンクリート	[20.2.24]						20 ユニット及びその他工事 (続き)	37 間知石及びコン リート間知ブロック	[20.2.25]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		構造形式による種類								構造基材の種類								パネル表面材								遮音性 (dB/500Hz)								防火性能								構造形式による種類								構造基材の種類								パネル表面材								遮音性 (dB/500Hz)								防火性能																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		・スタッド式（内蔵） ・スタッド式（露出） ・パネル式 ・スタッドパネル式								・メラミン樹脂焼付又は アクリル樹脂焼付 ・壁紙張り								・36未満 ・36以上								・不燃								・スタッド式（内蔵） ・スタッド式（露出） ・パネル式 ・スタッドパネル式								・メラミン樹脂焼付又は アクリル樹脂焼付 ・壁紙張り								・36未満 ・36以上								・不燃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		パネル内に取付ける建具 表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質、性能は標準 19章による パネル材料のホルムアルデヒド放散量 ガラス留め材 ※ガスケット ・シーリング								・あり（※図示） ・なし ※JIS A 6512によりF☆☆☆☆以上 ※ガスケット ・シーリング								・								・								・								・								・								・								・								・								・								・								・								・								・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・						・					



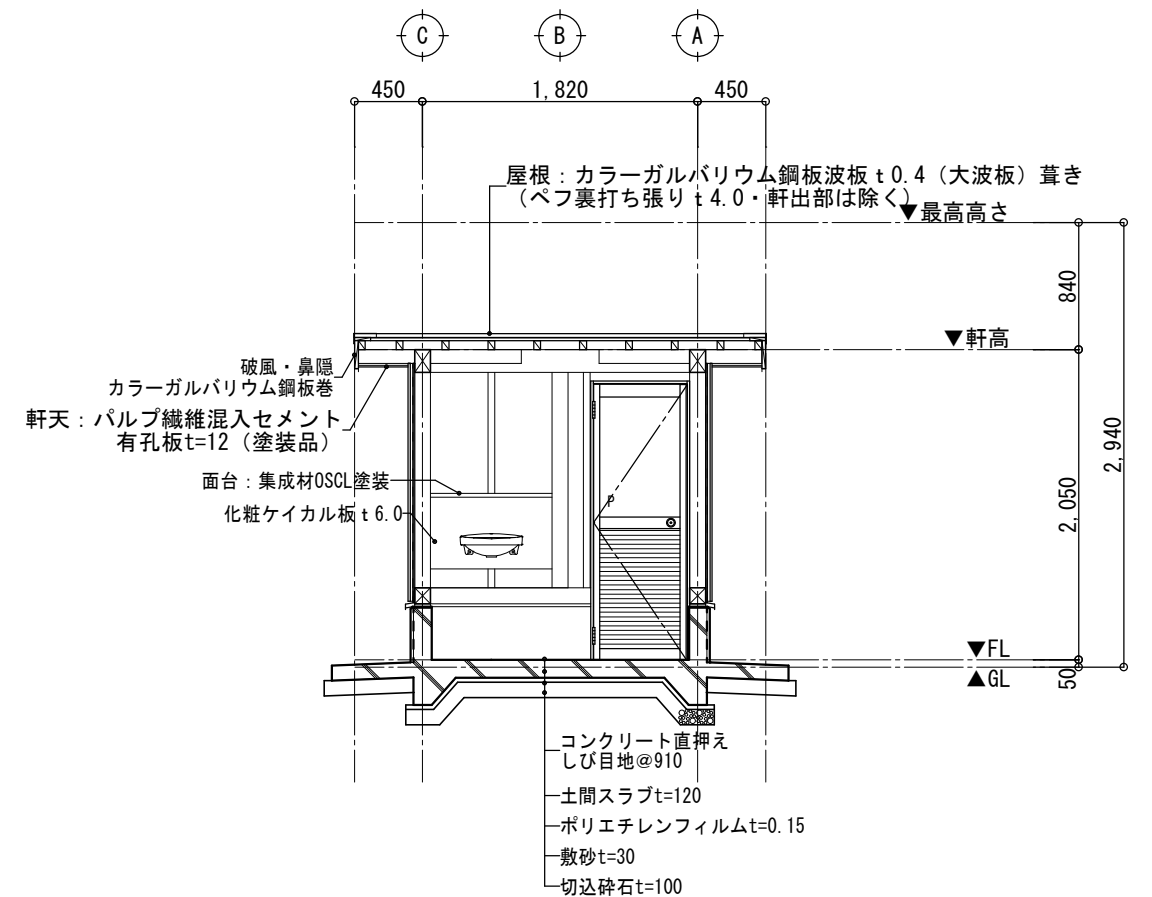
特 記 事 項							設計年月日	工事名称	口之島野々頭基地トイレ整備設計委託業務	設計図	図面番号
							07・03・				A-12
							縮尺	図面名称	配置図		
							A3: 1/200				



矩計図 S=1:50

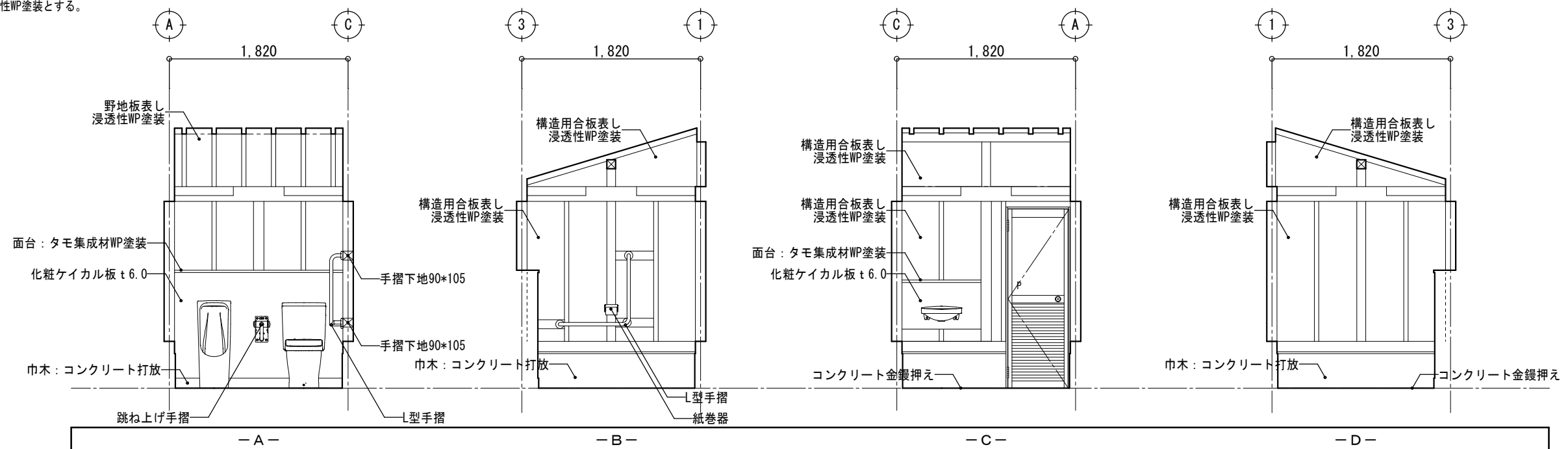


断面詳細図 S=1:50

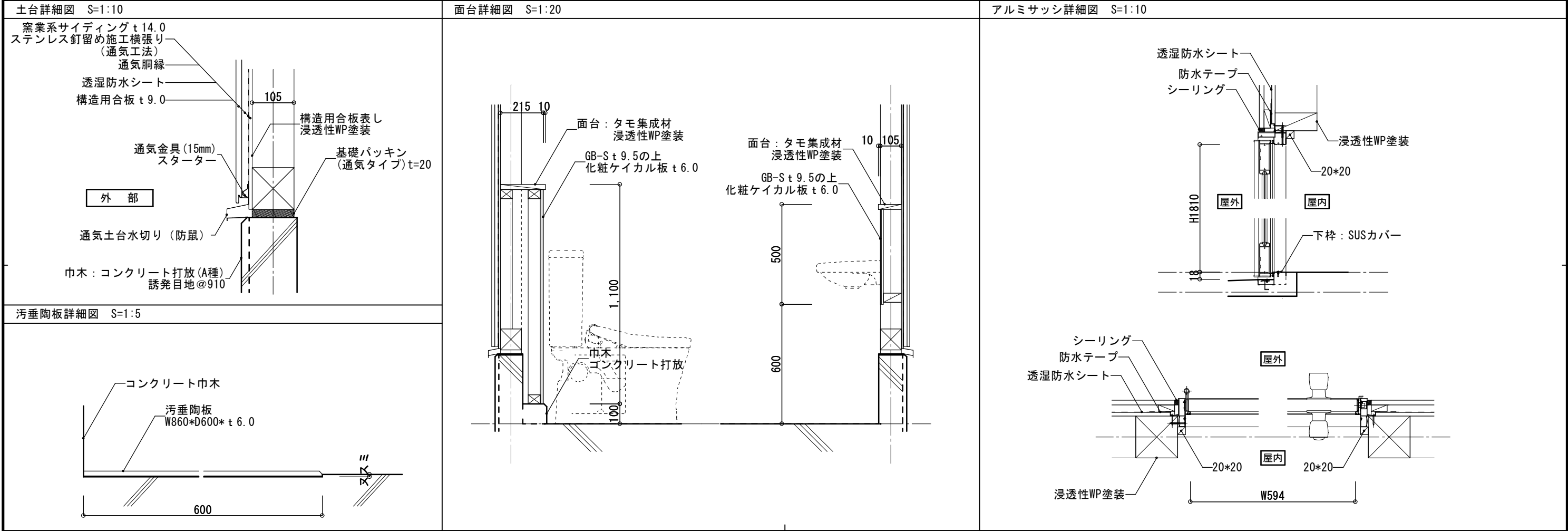
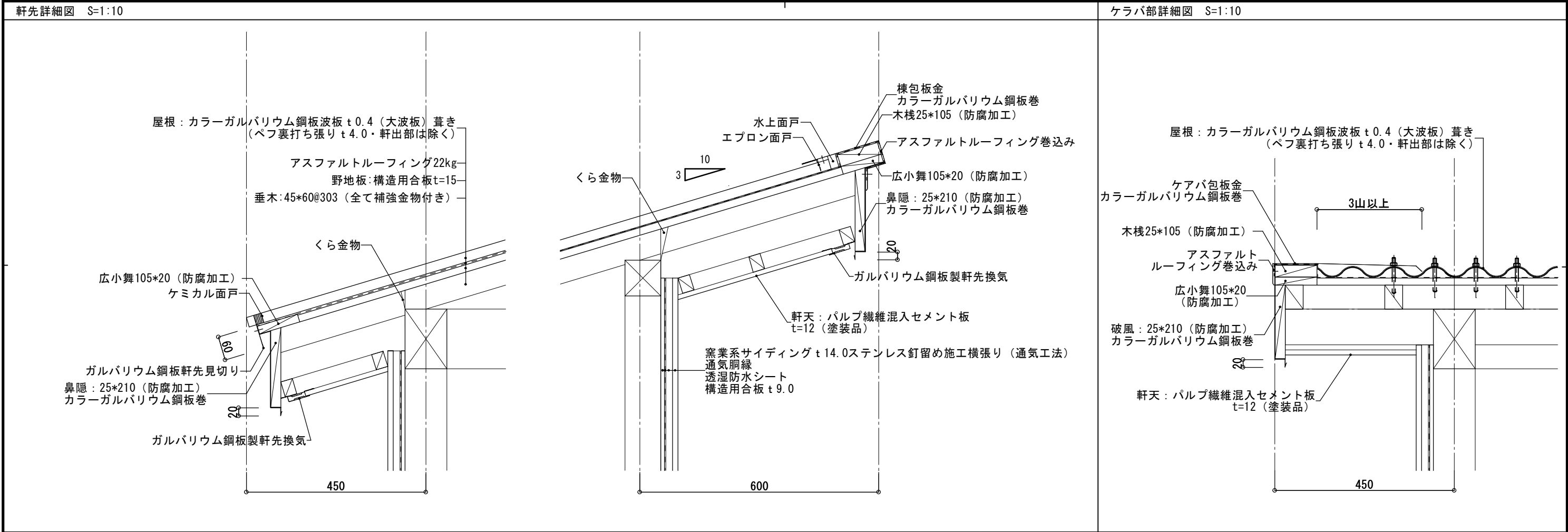


展開図 S=1:50

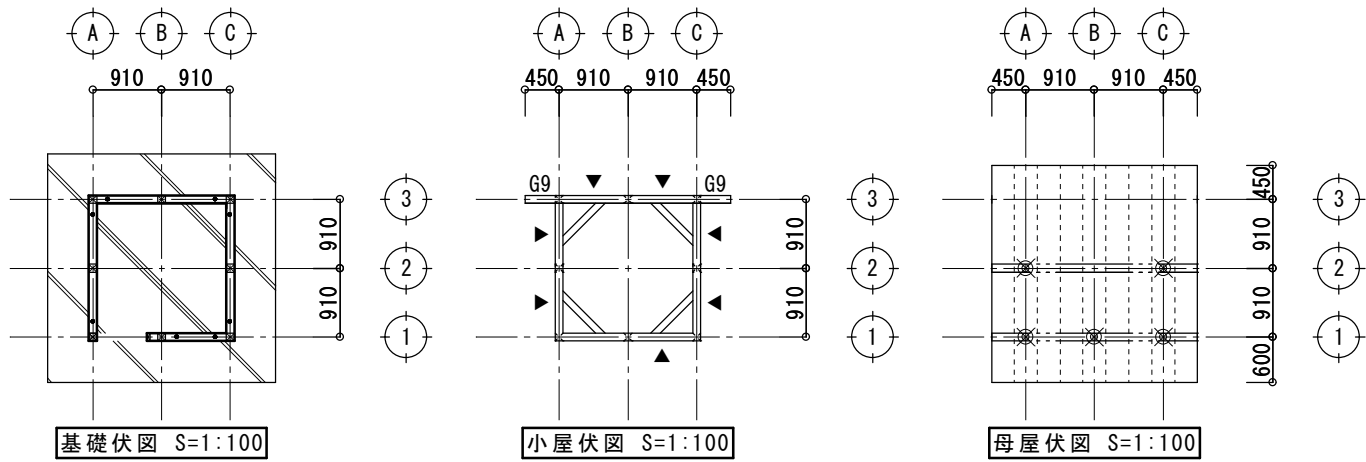
※内部木見え掛りは全て浸透性WP塗装とする。



特 記 事 項										設計年月日	工 事 名 称	口之島野々頭基地トイレ整備設計委託業務	設計 図	図面番号 A-14
						07 ・ 03 ・								
										縮 尺	図 面 名 称	断面詳細図・展開図		
										A3 : 1/50				

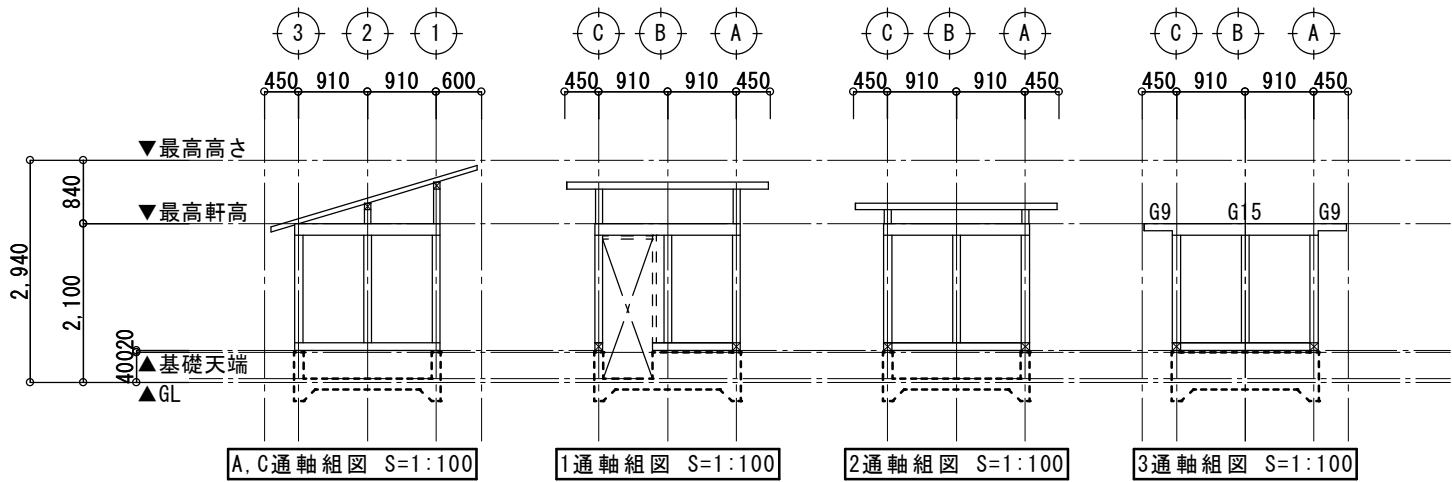


特 記 事 項							設計年月日	工 事 名 称	口之島野々頭墓地トイレ整備設計委託業務	設 計 図	図面番号
							縮 尺	図 面 名 称	部分詳細図		
							A3：図示				



※特記なき柱はC10とする。
※基礎天端はGL+450とする。
※基礎下は防蟻土壌処理を行うこと。

※特記なき梁はG15とする。
※▼：耐力壁は構造用合板 t 9.0
N50釘@150mm以下とする。



※特記なき柱はC10とする。
※特記なき梁はG15とする。

※G9・G15は通し梁とする。

記号	材サイズ	材種	備考	部材	材サイズ	材種	備考	部材	材サイズ	材種	備考
C10	105×105	杉構造用製材 KD材		土台	105×105	杉構造用製材 KD材		小屋束	90×90	杉構造用製材 KD材	
G9	105×90	杉構造用製材 KD材		棟木	90×90	杉構造用製材 KD材		垂木	45×60	杉一等 KD材	@303
G15	105×150	杉構造用製材 KD材		火打梁	90×90	杉構造用製材 KD材		間柱	90×45	杉一等 KD材	@455
				母屋	90×90	杉構造用製材 KD材		耐力壁面材	t 9.0	針葉樹構造用合板 2級	N50釘@150mm以下

基礎コンクリート

普通コンクリート

設計基準強度18N/mm² (18-15-20)

骨材の最大径：20mm

スランプ 15cm

空気量4.5%±1.5

単位水量の最大値：185kg/m³

単位セメント量：270kg/m³以上

水セメント比の最大値：65%

塩化物量：塩化物イオン量で0.3kg/m³

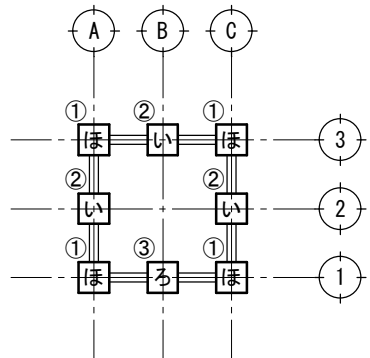
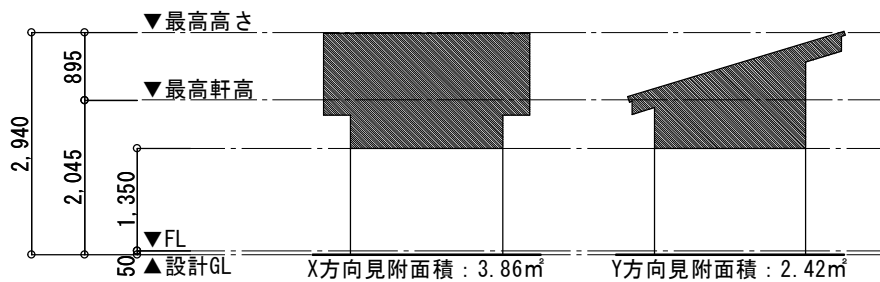
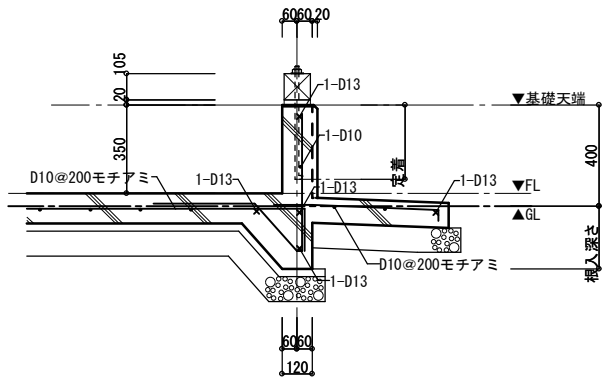
骨材はアルカリ骨材反応を生じるおそれのないものとする。

※捨てコンクリート：18-15-20（無筋コンクリート）とする。

※型枠の存置期間は3日以上とする。

※コンクリートの供試体（3本）による強度試験を行ない、
4週強度の確認を行なうこと。

基礎詳細図 S=1:30



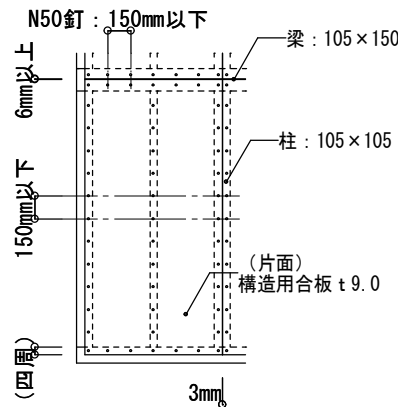
柱頭・柱脚金物はN値法による
 $N \geq A1 \times B1 - L$
A1：当該柱の両側における軸組の壁倍率の差
B1：出隅0.8、その他0.5
L：出隅0.4、その他の場合0.6

①：2.5×0.8-0.4=1.6 ∴ほ
②：0×0.5-0.6=-0.6 ∴い
③：2.5×0.5-0.6=0.65 ∴ろ

壁量計算表

階	方向	地震力に対する 必要壁量	風圧力に対する 必要壁量	必要 壁量	設計 壁量	判定
1階	X軸 方向	3.31㎡×0.11=0.37	2.42×0.5=1.21	1.21m	1通り：0.91×1×2.5=2.275 3通り：0.91×2×2.5=4.55	OK
	Y軸 方向		3.86×0.5=1.93		A通り：0.91×2×2.5=4.55 C通り：0.91×2×2.5=4.55	

耐力壁（壁倍率2.5）



(い)・・・N値：0.0以下 必要耐力：0.0kN

短ほぞ差し又はかすがい打ち
(または同等以上の耐力を有する金物)

(ろ)・・・N値：0.65以下 必要耐力：3.4kN

長ほぞ差し込み栓打ちまたはかど金物CP-L
(または同等以上の接合方法)

(は)・・・N値：1.00以下 必要耐力：5.1kN

かど金物CP-T・山形プレート
(または同等以上の接合方法)

(に)・・・N値：1.4以下 必要耐力：7.5kN

羽子板ボルト又は短冊金物
(スクリュー釘なし) (または同等以上の耐力を有する金物)

(ほ)・・・N値：1.6以下 必要耐力：8.5kN

羽子板ボルト又は短ざく金物
(スクリュー釘打ちあり) (または同等以上の接合方法)

・金物の仕様の詳細については、「建築基準法告示第1460号 表1及び表3」
を参照すること。

・接合金物は、Zマーク認定金物同等以上とすること。

※土台用アンカーボルトは下記の通りとする。

・M12アンカーボルト L=450(定着長さ250以上)

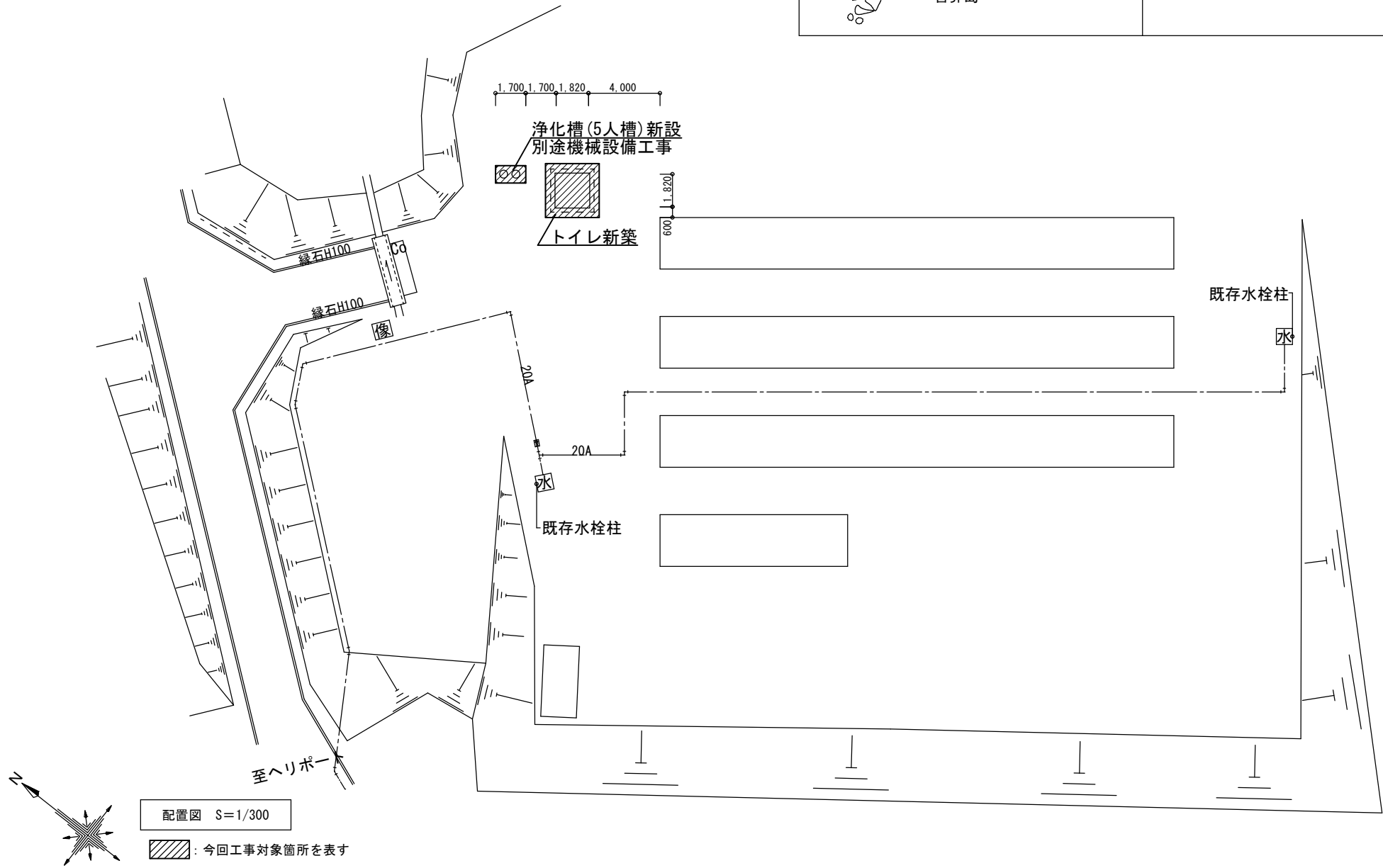
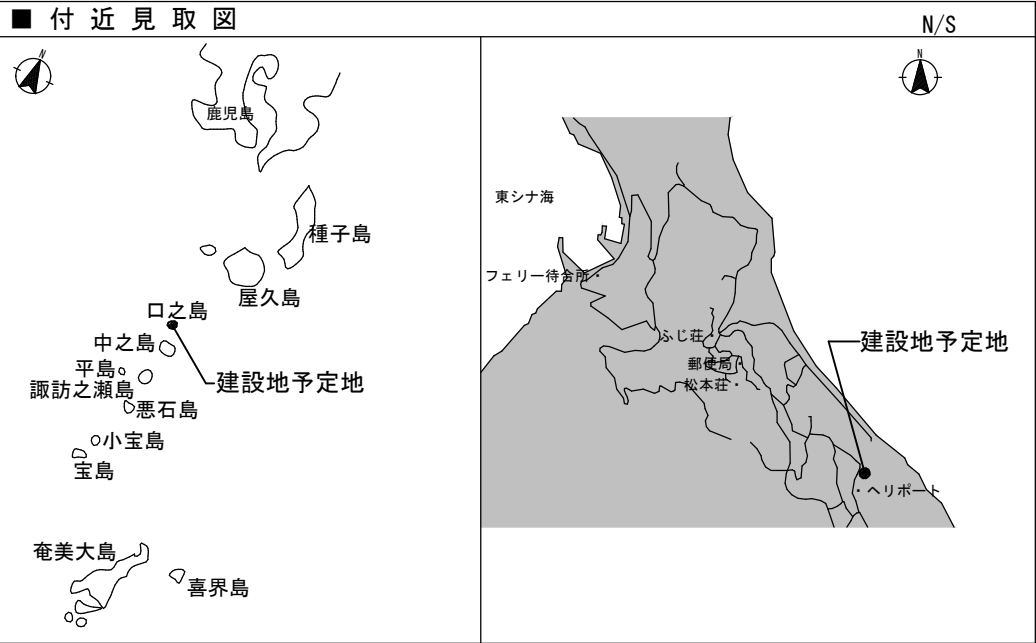
・土台両端部又は柱から+200@1,900以内

工事内容

1. トイレ新築・浄化槽新設に伴う、電気設備工事一式

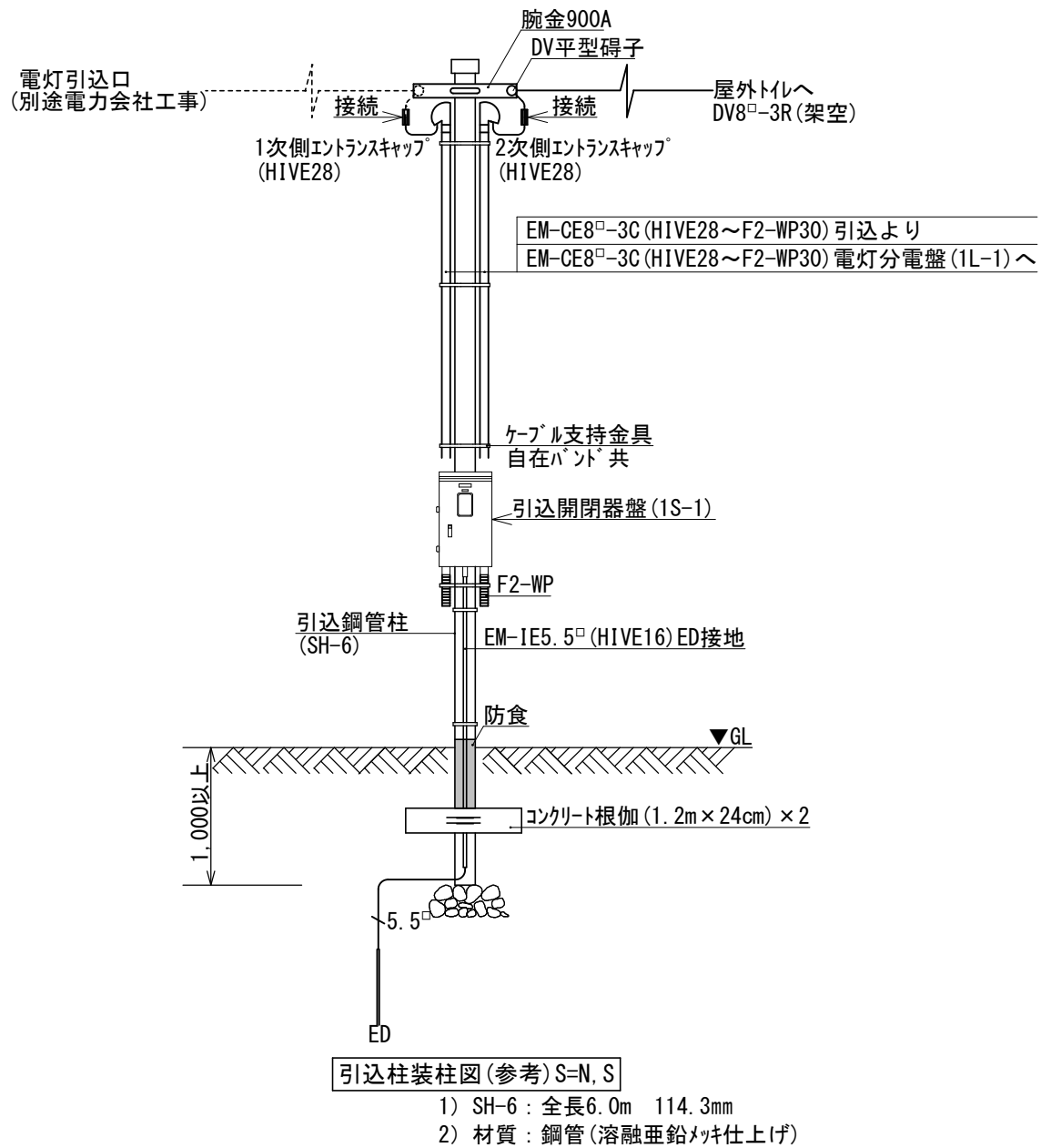
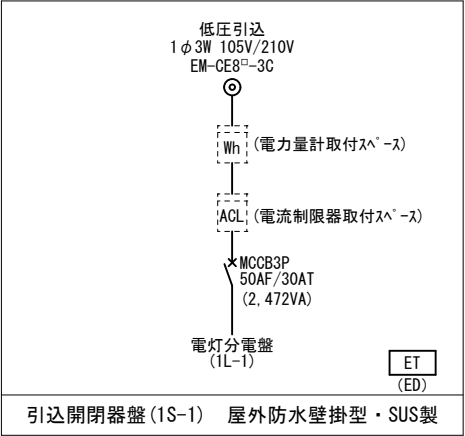
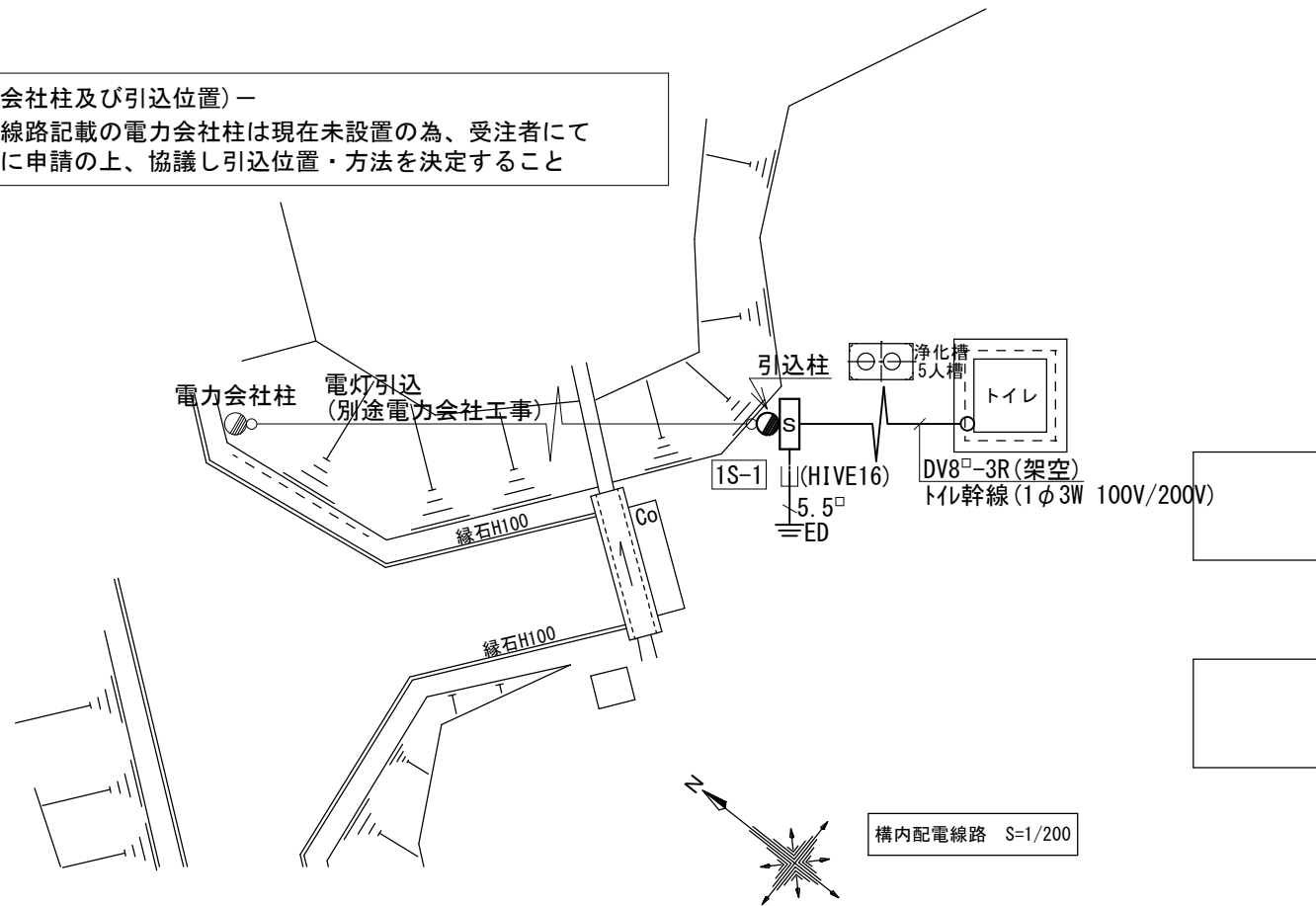
特記事項

- 01) 本工事場所の安全を確保し十分注意して作業を行うこと。
- 02) 本工事着工前に現地調査を十分行い施工すること。
- 03) 本工事において、監督職員と十分協議し、承諾を得た後作業に着手すること。
- 04) 工事施工に先立ち、工事の支障となる機器又は移動すべき機器等が発生した場合は、監督職員と協議すること。
- 05) 工事期間中は安全作業に努めると共に火気にも十分注意して作業すること。
- 06) 工事期間中に休日及び時間外作業をする場合、事前に監督職員に連絡し承諾を得て作業すること。
- 07) 工事現場事務所、材料置場及び作業車両の駐車スペースについては監督職員と打合せのこと。
また、敷地内の車両走行については、必ず徐行運転を行うこと。
- 08) 屋外露出及び多湿箇所の支持金物・ボルトナット類は全てステンレス製（SUS304）とする。
- 09) 施工や工程等に問題が発生した場合は速やかに監督職員に連絡、協議を行うこと。
- 10) 機器等の調達遅延を含め、受注者の責めによらない事由により、工程に影響が生じる場合には、
工事の一時中止や工期延長について監督職員と協議すること。また、工事を全面的に一時中止している
期間は、監理技術者等の専任を要しない期間とする。
- 11) 高所作業の際は墜落制止用器具を着用するなどの安全対策を行うこと。



特 記 事 項									設計年月日	工 事 名 称	口之島野々頭墓地トイレ整備設計委託業務	設 計 図	図面番号
									07 ・ 03 ・				E-02
									縮 尺				
									A3 : 1/300				

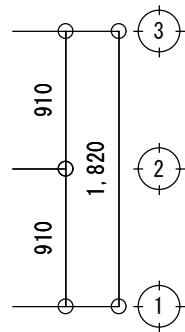
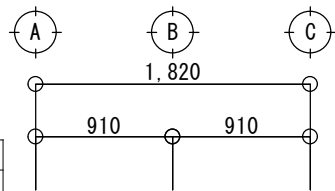
ー注記(電力会社柱及び引込位置)ー
1) 構内配電線路記載の電力会社柱は現在未設置の為、受注者にて電力会社に申請の上、協議し引込位置・方法を決定すること



凡例			
記号	名称	仕様	備考
(機器)			
IS	引込開閉器盤	屋外防水壁掛型・SUS製	盤結線図参照
ED	電灯分電盤	屋内壁掛型・樹脂製(汎用品可)	盤結線図参照
○	照明器具(シーリングライト)	天井直付型	姿図参照
▽	照明制御装置(親機)	人感・明るさ内蔵 普通検知型	
①EET	埋込コンセント	2P15A×1 接地極接地端子付	樹脂プレート
①WP	防水コンセント	2P15A×2 接地極接地端子付	樹脂製
H	ハンドホール	傍記とする	ハンドホールリスト参照
■	埋設標	コンクリート製	
■	埋設標	鉄製	
■	埋設標示板	黄銅製	
—	ケーブル・配管接続点	直線接続	
☒	ブルボックス	傍記とする	
◎	ジョイントボックス	透明 中	
(壁)☒☒(天井)	カバープレート	樹脂製 角型 刻印付 1個用	
☒A	露出スイッチボックス	樹脂製 角型 1個用	
☒WP	防雨入線カバー	樹脂製	
⏏	接地極	A-ス棒式	
(配管・配線)			
—	配管・配線	隠ぺい・打込	
-----	配管・配線	露出	
—	配管・配線	木造外止め	
-----	配管・配線	地中埋設	
(回路番号)			
○	回路番号	1φ100V	

トイレ	H=2,200
仕様	台数
SP-1	1

(母屋取付支持)



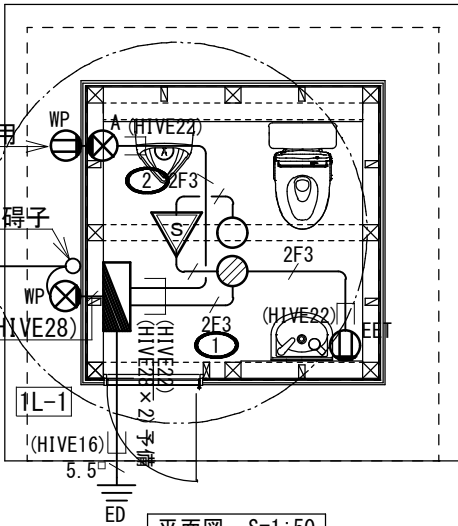
引込柱より
(1φ3W 100V/200V)

DV8[□]-3R(架空)

浄化槽パワー用

DV線引留碍子

EM-CE8[□]-3C(HIVE28)



平面図 S=1:50

照明器具姿図 1) 姿図は参考とする

SP-1	LED小型シーリングライト (FHT32形器具相当)	光束1500lm以上
光源色：	温白色 (3500K)	12W
参考型番：	NCN15302WLE1	
		
●拡散タイプ ●天井直付型 ●本体：アルミ（白） ●反射板：プラスチック（白） ●電圧：100V		

注記

1) 図中特記無き配管・配線サイズは下記による

記号	配線	保護管
—	EM-EEF1.6-2C	(木造サ ^ル 止め)
—	EM-EEF1.6-3C	(木造サ ^ル 止め)
2F3	EM-EEF2.0-3C	(木造サ ^ル 止め)
—	空配管	(傍記とする)

2) 図中太線は新設を表す

3) 図中細線は既設または別途工事を表す

4) 新設・ふかし壁部分は保護管にて保護し、その他壁は^{マル}モルにて保護とすること

盤名称	盤仕様	回路 番号	電圧 (V)		分岐開閉器				負荷容量 (VA)		負荷名称
電気方式	主開閉器・その他		200	100	種別	P	AF	AT	第1相	第2相	
幹線番号											
1L-1	AC 1φ3W 100V/200V EM-CE8 [□] -3C	ELCB3P 50AF/30AT	①	○	MCCB	2	50	20	322		トイレ 照明・洗面器・便座コンセント
屋内壁掛型 樹脂製 (汎用品可) ウツクス (FS200×200×75)			②	○	MCCB	2	50	20		150	浄化槽パワーコンセント
				○	MCCB	2	50	20	500		予備
				○	MCCB	2	50	20		500	予備
				○	MCCB	2	50	20	500		予備
				○	MCCB	2	50	20		500	予備
					MCCB	2	50				スペース
					MCCB	2	50				スペース
								計	1322	1150	計：2,472VA
▼FL 姿図(参考)	ET (ED)										

【注記】

1) 主開閉器は、中性線欠相保護装置付きとすること

2) 遮断器の定格は下記による。

分岐 MCCB RC≧2.5kA

ELCB RC≧2.5kA 30mA 0.1sec

3) 分岐回路用遮断器及び電磁接触器(2P30A以下)はJIS協約型 1P^サとし、種別は結線図による。

200V : 2P2E (MCCB, ELCB)

100V : 2P1E (MCCB, ELCB)

特 記 事 項									設計年月日	工 事 名 称	口之島野々頭墓地トイレ整備設計委託業務	設 計 図	図面番号
									07 ・ 03 ・				E-04
									縮 尺				
									A3 : 1/50				

	構	造	ORC	OSRC	OS	OW
	地	下	階	地	上	階
建 物 概 要	延べ面積	m ² (対象面積)			m ²	
建築基準法別表第一						
建築物用途	耐火安全性の分類	○特定の施設	○一般の施設	消防法施行令別表第一		
				地域係数 ●1.0 ○()		
	工 事 項 目					
	給排水衛生工事	電気工事	空調調和工事			
●衛生器具工事	●消火工事	○空気調和工事				
●給水工事	○ガス工事	○換気工事				
●排水工事(含通気)	●浄化槽工事					
○給湯工事	○厨房器具工事					
I	一 般 事 項					
1.	本工事は、本特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官庁官庁官舎部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工種仕様書）（令和4年版）並びに同上監修公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工種仕様書）（令和4年版）（以下標準仕様書と称す）、国土交通省国土政策研究所建築設計課所管設計・施工指針（2014年版）による。					
2.	本工事の使用資材の品質、規格、種別等は、本特記による。					
3.	本工事に必要な工事費用、水及び諸手続等の費用はすべて受注者の負担とする。					
4.	施工計画書は、着工の前（以下、監督職員へ提出する。）					
5.	本工事下記当該職技能士を適用する。（但し〇印のみ）					
○配管技能士	○ダクト板技能士	○熱線緑線技能士	○冷凍、空調調和機器技能士	（欄P-16 1.5.2）		
6.	本工事で、特記事項に従うる「安全検査を要する施工工程」に達するときは、事前に監督職員に連絡して立会検査もしくは指示に従うこと。（欄P-17 1.5.6）					
7.	設計図書に明記なくとも関係法令または機器の機能上当然必要となるものについては、原則として該負金の範囲内で施工する。					
8.	発生材の処理等については、図面に示すこと。（欄P-10 1.3.9）					
9.	本工事の施工に伴う既設物の破損箇所は従来に戻らない復旧する。					
10.	「工事カルテ」の作成の必要がある場合（工事費単価金が50万円以上）には、工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員へ提出し承諾を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録するとともに登録結果（工事カルテ受領書）の日付を監督職員に提出すること。（受注時、変更時及び完成時に）ただし、期間については契約締結後、土、日、祝を除く10日以内とする。（欄P-5 1.1.4）					
11.	下請工事における内（県）内建設業者の優先活用は、施工地を管轄する地域振興局等の管内に主たる営業所を有する者又は資材供給については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先採用を努めるとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本工事を置く資材業者等が確保できるような努めるとし、すべての資材に対しては買収履歴を記載することとし、以下に規定する「材料使用状況報告書」において、すべての資材に対しては買収履歴を記載するとともに、以下に規定する「資材納入者」のうち「県産資材を使用しない場合は」、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員へ提出し、承諾を得なければならない。（欄P-5 1.1.4）					
12.	県産資材等の優先採用について、					
（ア）	工事現場で資材供給については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先採用を努めるとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本工事を置く資材業者等が確保できるような努めるとし、すべての資材に対しては買収履歴を記載することとし、以下に規定する「材料使用状況報告書」において、すべての資材に対しては買収履歴を記載するとともに、以下に規定する「資材納入者」のうち「県産資材を使用しない場合は」、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員へ提出し、承諾を得なければならない。（欄P-5 1.1.4）					
（イ）	コンクリート（ディープキャストコンクリート）、コンクリート次製品、材質、アスファルト合材、木材、樹皮、野芝					
（ロ）	前項の「県産資材等使用状況報告書」において、第1項の資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。					
（ハ）	受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材買収実績報告書」の添付として、セセル（セセル）に提出すること。					
13.	工事現場の竣工にあつては、関係法令に定められた有資格者を配置すること。					
14.	ダンプトラックによる過積載等の防止について、					
（ア）	工事用資機材等の積載超過のないようすること。					
（イ）	過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。					
（ロ）	資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようすること。					
（ハ）	上記の事項違反が物品積載装置の不正改造をしたダンプトラックが、工事現場に入出入りすることがないようすること。					
（ニ）	「自守等」を要する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法律12条1号に規定する団体車を設定状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。					
（ホ）	下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるものまたは、業務に關するプロットフォームによって意圖する重大な交通事故が発生したものを排除すること。					
（ヘ）	1) ～6) のことにつき、「下請契約における受注者を指導すること。」					
II	特 記 事 項					
1. 特殊な材料及工法	標準仕様書に記載されていない特殊な材料により施工の場合は監督職員の承認を得ること。また、特殊な材料による施工は当該製品の指定工法による。					
2. 建設工事との取合	壁面、天井等に機械設備の必要となる開口部等を設ける場合の施工の範囲は、設計図書等に明記のない場合は、監督職員の指示による。					
3. 関連工事等の調整	関係工事等については、当該工事関係者と協力し、工事の円滑な進捗を図るものとし、疑問が生じたら監督職員の指示による。（A）					
4. 施工工程における調整	工事現場での適行における調整については、地域振興局・支所の建築担当職員と充分に打合せを行い、指導を受けること。（B）					

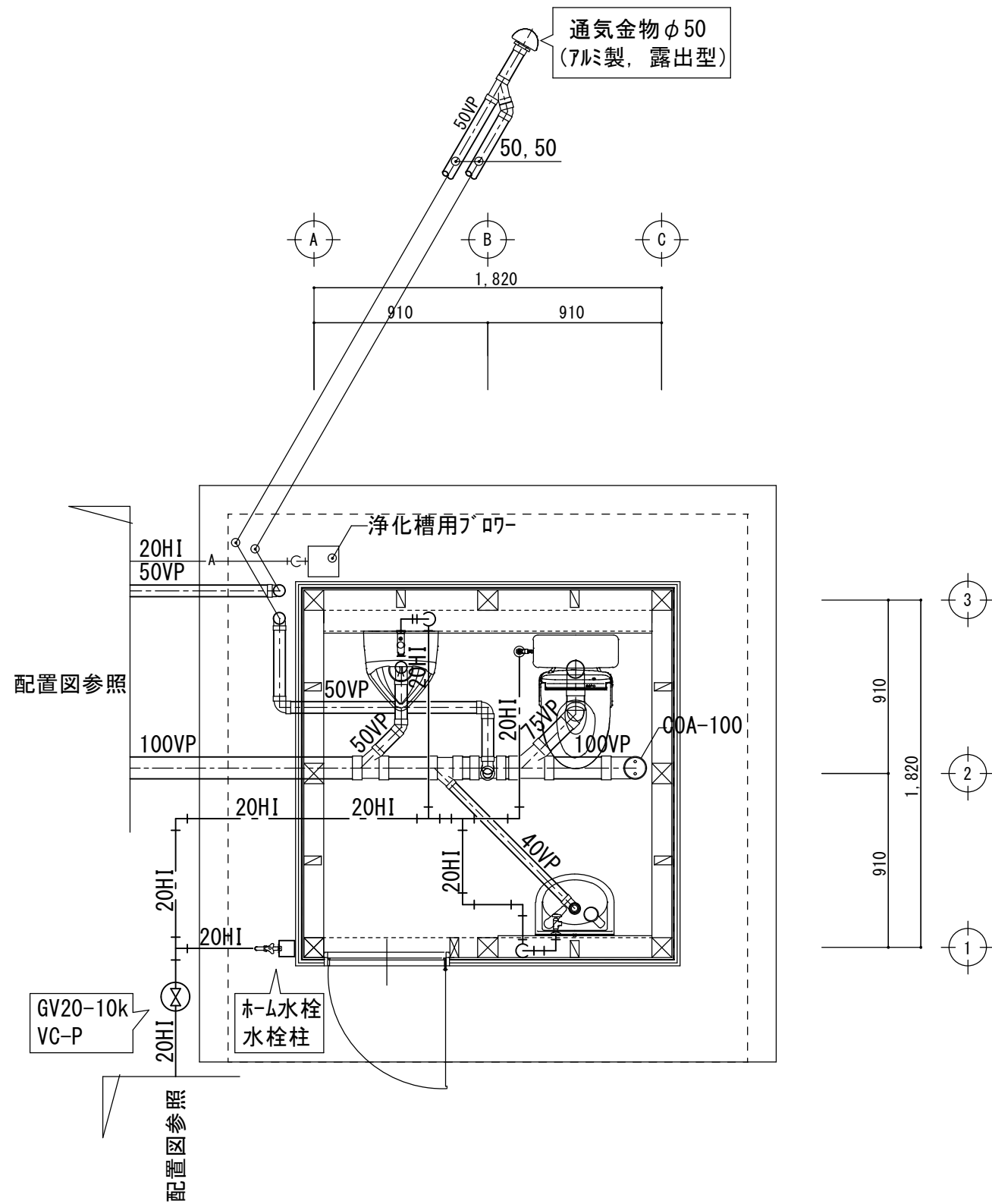
項目	特 定 事 項																																						
1. 共通事項																																							
1. 環境への配慮	国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選定するように努める。（ 標P-11 1.4.1）																																						
2. 機 材	使用する機材は、原則新品とし、JIS S Y J W W A 等規格に適合する仕様で定められた規格品とする。 使用材料は、国土交通省土木官庁庁舎管理官修繕（建築材料・設備材料等品質検査評価事業設備材料等評価項目）記載品、または同等品以上のものとする。（ 標P-11 1.4.2） 塗料、接着剤、保温材等の材料については、原則としてホルムアルデヒド等揮発性有機化合物の放散量が小さく（建築基準法の規制対象外である「F☆☆☆☆」の材料を使用すること。（ 標P-66 1.4.1） 国土交通大臣認定工法（防火バテ等）の使用も可。（ 標P-80 2.8.1 標P-286 2.8.1）																																						
3. 化学物質を放散する建築材料等	界面貫通の部類は、建築基準法にない施工する。なお、その際の充填材はモルタルまたはロックウールとし、保温材はロックウールとする。（ 標P-52 2.2.7 P-80 2.8.1）（ 標P-286 2.8.1） 地下部分等で水を要する部分は、ばけ付管とし、地下部分で水を要しない部分のバレーは、中心管とする。 上記以外は原則として亜鉛鉄板製とするが、柱及び梁以外の箇所では、開口補強が不要かつ、スリーブ径が200mm以上の部分は、鋼製柱柱として良い。（ 標P-52 2.2.7 P-80 2.8.1）（ 標P-286 2.8.1） 塩ビパイプ鋼管・ポリホ樹脂管及び外面被覆鋼管は、帯の凸型又は丸の凸型などで切断し、パイプカッターによる切断は禁ずる。ねじ切り機は、自動切り上げ装置とする。 ねじ切りには係は、ねじ工程を使用して適正（JISねじ）に切られているか確認する。 （施工手順を撮影の上、工程写真に表す。）（ 標P-64 2.5.1）																																						
7. ねじ接合	用給水用、給湯用及び冷温水用の防食ペースト塗料は、JWWA K 161に規定する水道（ 標P-52 2.2.28） 地下、ビツ内及び多湿箇所の支持金物類はステンレス鋼又は鋼製とする。																																						
8. 外表面被覆鋼管の部類補修	屋外及び室内の外表面被覆鋼管（内面被覆鋼管）については、継手スリーブ類及びチャック・パイプの継手部分にプラスチックテープを巻くこと。（露出部分は原則不要）（ 標P-234 2.5.4） 鋼管（内面被覆鋼管含む）については、ねじ込んだ後、残りをねじ及びチャック・パイプの継手部分に、十分に締めを要する。（ 標P-219 2.5.2）																																						
11. 排水横管への接続	排水横管との接続は、（バレー管を含む） 管のたわみ性を利用した方法（スリクション）で施工する。エルボ×5（ 図P-110）																																						
12. 標準埋設深さ	ビル管（一般450H・車路600H） 鋼管（一般300H・車路600H） （ 標P-79 2.7.2 標P-283 2.7.2）																																						
13. 土中埋設鋼管類（ラース、コート継手及び排水用鋼管などの項に準じる）	外面を被覆していない鋼管は、プライマーを塗布のうえ、防食テープ12重ね1回巻きさらにプラスチックテープ（JISZ 1901に準じもの、厚さ0.4mm）で12重ね1回巻き行うこと。 また、継手部分には、ベトナム式金物の充填材を詰め、表面を平滑にしたうえで防食シートで包みプラスチックテープを12重ね1回巻きとする。 （施工手順を撮影の上、工程写真に表す。）（ 標P-79 2.7.3）																																						
15. コンクリート埋設管・鋼管	プラスチックテープ（JISZ 1901に準じもの、厚さ0.4mm）で12重ね1回巻を行う。（ 標P-79 2.7.3）																																						
16. 埋設管表示テープ	下記の埋設管には、管頂部全長にわたって、粘着付表示テープを貼付付ける。 ○直結給水管（上水道本管接続） 緑色 ○給水管（水橋に接） 白色 ○排水管（受水橋・高水橋接続） 青色 ○井水 白色 ○消火管 青色 ○汚水管 緑色																																						
17. 埋設管保護シート	各種管上部（地表から150mm程度の深さ）にビニール製保護シート（厚150）を埋設する。（排水管は除く）（ 標P-79 2.7.1 標P-281 2.7.1）																																						
18. 埋設機	土中埋設のガス管、給水管及び消火管の分岐曲部に設置する埋設機は次のとおりとする。 （設備管類は図示による） ・ 継手部分には、アルミ製表示盤をコンクリート（200φ×300）で巻き込んだものを、ステンレス板で配管に接続の上設置する。 ・ 継手部分には、キョウブアイを専用工具を用いて設置する。																																						
19. 弁類	水橋以降の配管には5K型、その他は10K型。（JIS規格） ○水道事業者指定（ ） 内径より大きい管に使用するねじ込み式の弁等には、管端防食継手の規定に準じた管端加工を備へたものとする。 呼び径65以上の弁は外ネジとする。（水道用フッ素弁は除く）（ 標P-43 2.2.1） 呼び径50以下の排水ポンプ付戻止弁は、パイプ弁付きでもよい。 呼び径65以上の切替弁、逆止弁はラジック弁とする。 屋内用排水ポンプ付戻止弁は、タンクの最高液面以下に設ける元元パイプ及びドレンバルブはJIS B 2071（10K外ねじ切付）または同等以上によるものとする。（所轄消防署の承認するもの）（ 標 P-43 2.2.1）																																						
20. 屋外露出の弁類	防露、保温の上ステンレス鋼板による外装を施し、弁棒はグリスアップする。																																						
21. 埋設弁類の防食措置	弁封内面の直接土壌に接触しない箇所に弁類を設置する場合には、防食措置は原則不要とする。 ただし、水道事業者の指定工法がある場合および、鋼管及び合金については防食を行うこと。																																						
22. 機器の防食措置	振動が発生する機器については、ダンプパッドを固定し、かつ防振措置を施すこと。 （特記無き場合は防振ダンパー具、防振パッドとする。）																																						
23. 可換継手	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th><th rowspan="2">管 径</th><th colspan="5">25以下</th></tr> <tr> <th>全長</th><th>30以上</th><th>50以上</th><th>75以上</th><th>100以上</th></tr> <tr> <td rowspan="2">ステンレス製</td><td>水用</td><td>全長</td><td>20以下</td><td>25</td><td>40</td><td>50</td></tr> <tr> <td>油用</td><td>全長</td><td>30以上</td><td>50以上</td><td>70以上</td><td>100以上</td></tr> <tr> <td rowspan="2">合成ゴム製（水用）</td><td>水用</td><td>全長</td><td>40以下</td><td>50</td><td>80</td><td>100以上</td></tr> <tr> <td>油用</td><td>全長</td><td>30以上</td><td>50以上</td><td>70以上</td><td>100以上</td></tr> </table> （油用で径40以上は防漏法適合品とする）（鋼製フランジ付）（ 標 P-47 2.2.9）		管 径	25以下					全長	30以上	50以上	75以上	100以上	ステンレス製	水用	全長	20以下	25	40	50	油用	全長	30以上	50以上	70以上	100以上	合成ゴム製（水用）	水用	全長	40以下	50	80	100以上	油用	全長	30以上	50以上	70以上	100以上
	管 径			25以下																																			
		全長	30以上	50以上	75以上	100以上																																	
ステンレス製	水用	全長	20以下	25	40	50																																	
	油用	全長	30以上	50以上	70以上	100以上																																	
合成ゴム製（水用）	水用	全長	40以下	50	80	100以上																																	
	油用	全長	30以上	50以上	70以上	100以上																																	
24. 防振継手	鋼製フランジ付（ 標P-47 2.2.8）																																						
25. ユニオン等の使用	ユニオンは、呼び径25以下の見掛け配管についても、原則として使用しないこととする。 調理器具の接続等ユニオン使用の必要が生じた場合については、監督職員と協議すること。																																						
26. サービス台の油圧計	○ゲージ式（側式） ○ガラス管式（流出防止形）（ 標 P-55 2.3.4）																																						
27. 機器その他	印刷機・弁類・保守具及び配管等には適宜その名称、内容及び矢印等を記入し、もしくは樹脂製札に印刷したものを取り付ける。 また、どの部品の配管は、文字・数字・矢印等でもよい。 ・ 常時開、閉鎖の位置は、必ず表示し、矢印で示すこと。 ・ 室外機は（機器番号、系統名又は名称、竣工年号）を、室内機は（機器番号）を樹脂製札に記入すること。作成前に監督官の承認を受けること。 （ 標P-19 1.7.4）																																						

(10) 浄化槽工事		(標P-335～352)
1. 型 式	建設省告示1292号（最終改正第154号）に指定する構造とする。 処理対象人数・処理水量・処理方式については、図示による。	
2. フォルム ふた	OMHA型 OMHB型 O鋼板版（4.5T） ●標準FRP ○耐荷重FRP ※メーカ標準を除き必ずポルトロックとする。 鋼板版のふたについてはメンテナスを考慮し、分割を検討する。取手付（標P-347 2.1.27） 支持金物、ポルトナット、その他すべてステンレス鋼製（SUS304）又は、溶接亜鉛めっき仕上げ品とする。	
3. 金物類		
4. ユニツト型 浄化槽の埋 戻し	槽内に半分程度注水の後、良質土に下深さ1/3程度ずつ周囲を均等に突固め水締めを行う。 (標P-351 3.2.1)	
5. 標識の掲示	浄化槽工事現場に国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げること。（浄化槽法第30条）	
6. 浄化槽設備士 の立会い	浄化槽施設に係る注水前、浄化槽設備士が立会い確認している状況を、写真に添付すること。 〔浄化槽工事の技術上の基準〕に基づき施工することとし、浄化槽設備士の立会写真を含む工書写真を整備することとする。	

(1)	各種試験、調整
1.	給水設備 給湯設備
(1)	給水装置に該当する管は、水道事業者の規定圧力。ただし、最小（鋼管1、7.5MPa（17.5kgf/cm ² ）、ビニール管1、0MPa（10kgf/cm ² ）とする。
(2)	排水管、圧送管は当該ポンプの全行程に相当する圧力の2倍の圧力。 〔最小0、75MPa（7.5kgf/cm ² ）〕
(3)	高圧水槽以下の配管は、静水圧に相当する圧力の2倍の圧力。 〔最小0、75MPa（7.5kgf/cm ² ）〕
(4)	器具取付け後の水圧試験・住戸内給水管（但し、水道メーター以降とする）。 〔0、75MPa（7.5kgf/cm ² ）〕
(5)	飲料水用ポンプ設置の場場合端において遊離残留物質が0、2mg/L以上検出されるまで消毒を行う。（1mに付き2cc（10％希釈液の場合））
(6)	水圧試験の保持時間は最小6分とする。
2.	消火設備
(1)	消防用設備等の機能等についての試験基準に基づき外観試験及び性能試験を行う。 各消防用設備に連絡される配管は、当該ポンプの静水圧の1、5倍の圧力とする。
3.	ガス設備
(1)	液化石油ガス設備の気密試験は、高圧側1、6MPa、低圧側8、4Pa以上10、0kPa以下とする。
(2)	ガス器具等と接続されているガス管については、ガス器具等直近のガス栓を閉めて上記（1）の気密試験を行うこと。
(3)	漏えい試験は、ガス器具等直近のガス栓を開いて使用圧力以上4、2kPa以下の圧力で実施すること。
(4)	都市ガス等の気密試験・漏えい試験は、ガス供給事業者の規定に基づく方法・圧力とする。
4.	浄化槽設備
(1)	槽の水質、配管、各機器の動作、通水・給合運転確認を行うこと。 24時間連続試験は、開始時と終了時の日時と水位が確認できる写真を整備すること。
5.	空調設備
(1)	冷暖気配管は配管確認完了後、「高圧ガス保安法」等に基づいたメーカー指定の方法により気密試験を行うこと。
(2)	各換気機器調整及び風量、風速、騒音、温度、湿度の測定等。
(3)	自動制御設備の総合調整を行う。
上記試験、調整状況の写真を撮影すること。	

対象指定製品	エアコン・温水器・給湯器・電気便座
--------	-------------------

特 記 事 項							設計年月日	工 事 名 称	口之島野々頭墓地トイレ整備設計委託業務	設 計 図	図面番 号
							07 ・ 03 ・				N-01
							縮 尺	図 面 名 称	衛生設備 特記仕様書		
							N/S				



平面図 S=1:30

配管凡例表

記号	名称	仕様			
— — —	給水管	屋内外配管	耐衝撃硬質塩化ビニル管	HIVP	JIS K 6742
— — —	排水管	屋外埋設	硬質ポリ塩化ビニル管	VU	JIS K 6741
— — —		屋内一般・土間	硬質ポリ塩化ビニル管	VP	JIS K 6741
----	通気管	屋内一般・土間	硬質ポリ塩化ビニル管	VP	JIS K 6741

衛生器具表

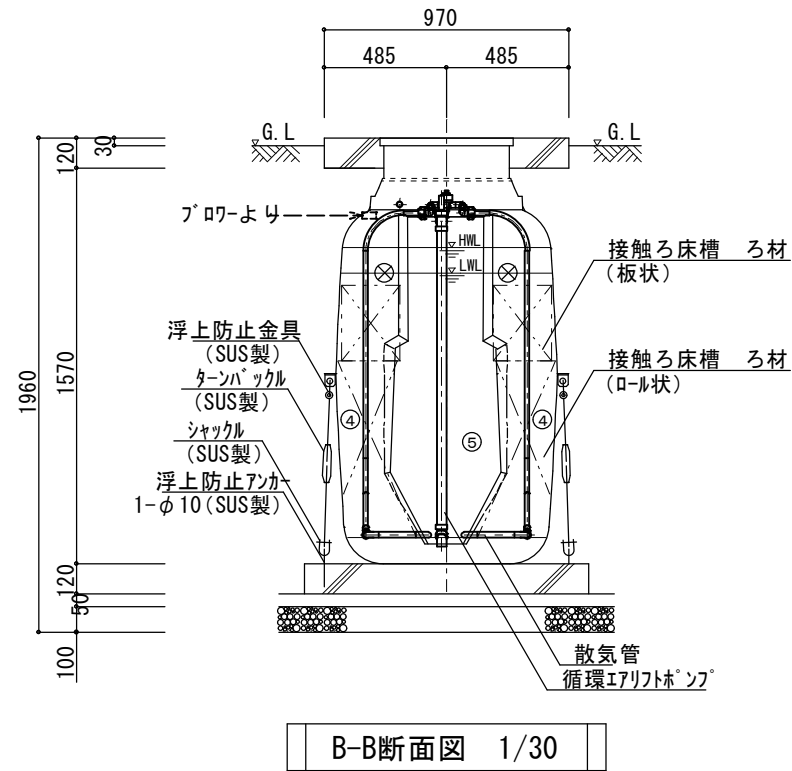
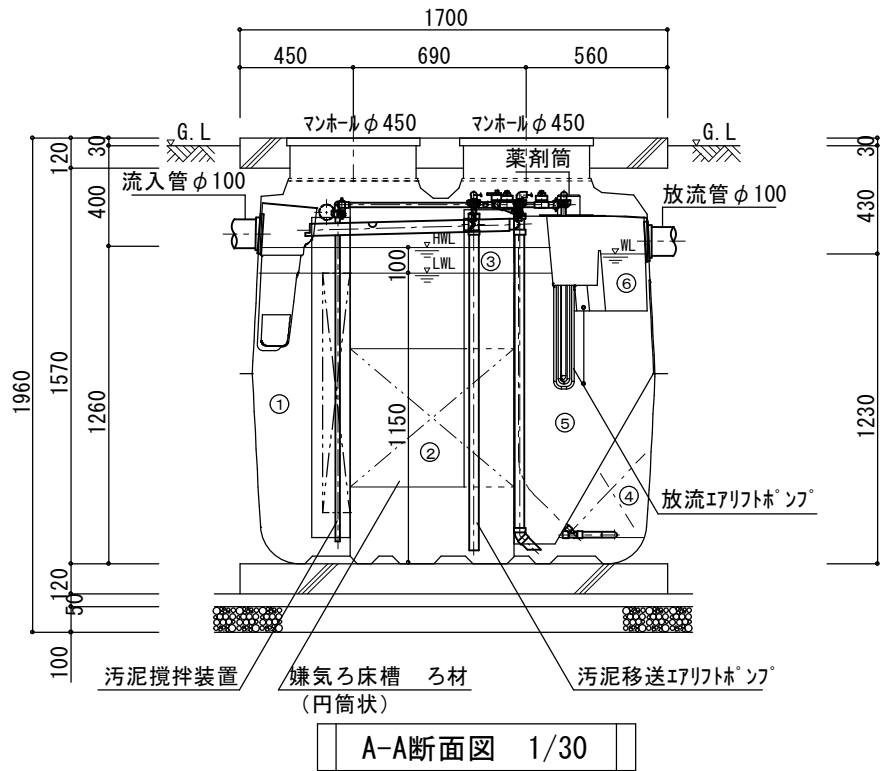
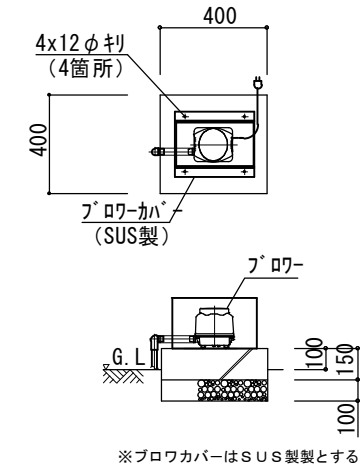
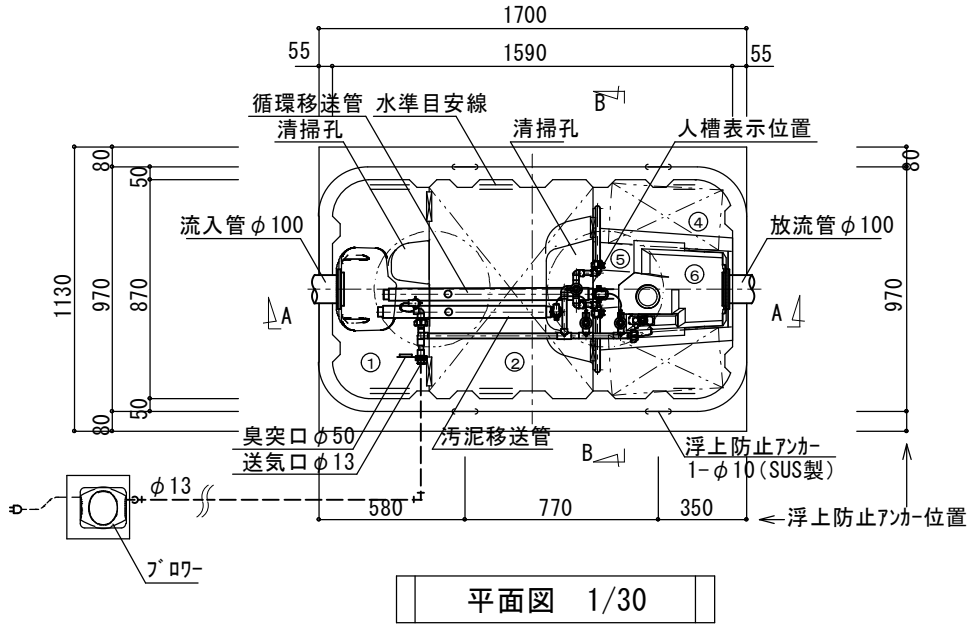
名称	参考型式・形状		数量	備考
洋風便器	フラッシュタンク式	CFS498BC (フラッシュタンク式) TC301 (普通便座), YH701 (紙巻器) + T110D28	1	
小便器	フラッシュバルブ	UFH507CR (床置きタイプ) TG600PN (フラッシュバルブ)	1	
洗面器	自動単水栓	L250D (そで無し、中型) TLE28SS1A (自動単水栓 AC100V) T6BMP, TL250D, HH04060	1	
化粧鏡	盗難防止型	YM4560AEトク (600*900), T110D28	1	
ホーム水栓	吐水口回転型	T200SNR13	1	
水栓柱		塩ビ製 H=1,200	1	

仕 様 表						
設計番号		FKS4237A-1				
型式名称		CA-5型				
処理対象人員		5 人				
汚水量		1.0 m3/d				
流入水質		BOD 200mg/L	COD 100mg/L	T-N 45mg/L	SS 160mg/L	
放流水質		BOD 20mg/L	COD 30mg/L	T-N 20mg/L	SS 15mg/L	
①	沈殿分離槽	有効容量		0.317	m3	
②	嫌気ろ床槽	有効容量		0.600	m3	
③	ヒークカット部	有効容量		0.120	m3	
④	接触ろ床槽	有効容量		0.296	m3	
⑤	処理水槽	有効容量		0.165	m3	
⑥	消毒槽	有効容量		0.015	m3	
総容量		有効容量		1.513	m3	
機器装置 仕様						
嫌気ろ床槽ろ材（円筒状）		PPまたはPE		充填率	43	%
接触ろ床槽ろ材（ロール状）		PPまたはPE		充填率	61	%
接触ろ床槽ろ材（板状）		PPまたはPE		充填率	21	%
ブロー		60L/min	φ13	連続運転	1台	
槽本体		FRP				
パイプ類		PVC、PPまたはPE				
マンホール		FRP（500K）ホルトロック				
消毒剤		固形塩素剤				

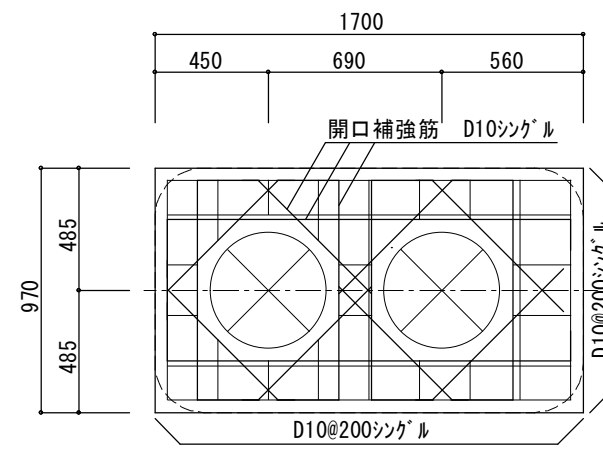
配管仕様	
露出配管（ブロー廻り）	VP
土中配管	φ40以下～VP・φ50以上～VU
槽内配管	メーカー仕様

- 注 1）上部は歩行者荷重とする。
- 注 2）機器電源は単相100Vとする。
- 注 3）図中の“ G.L. ” は浄化槽位置での仕上げレベルを示す。
- 注 4）浄化槽からブローまでの距離は5m以内とする。
- 注 5）流入管・放流管工事は別途とする。又接続工事は浄化槽工事範囲外とする。
- 注 6）臭突管工事は別途とする。又接続工事は浄化槽工事範囲外とする。
- 注 7）ブロー付近にコンベヤを設置のこと。設置は浄化槽工事範囲外とする。
- 注 8）岩掘削工事、杭工事、地盤改良工事、ウレタン工事は別途とする。
- 注 9）製品全高は、製品規格で+10、-20mmの公差があります。
- 流入・放流管底は、製品規格で製品全高に対し±10mmの公差があります。

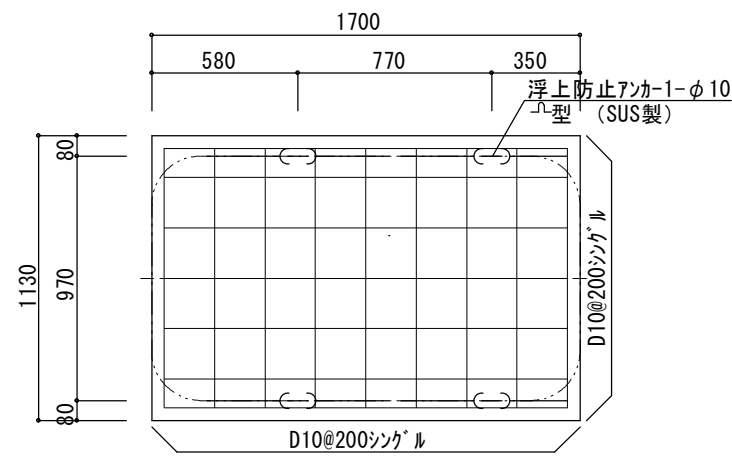
<一般事項>	
コンクリート強度	
・スラブコンクリート	Fc=18N/mm2
・ベースコンクリート	Fc=18N/mm2
・捨てコンクリート	Fc=15N/mm2
鉄筋	SD295A
定着及継手	40d
開口補強筋	4-D10シングル
地業	目潰し砂利 栗石又は切り込み砕石



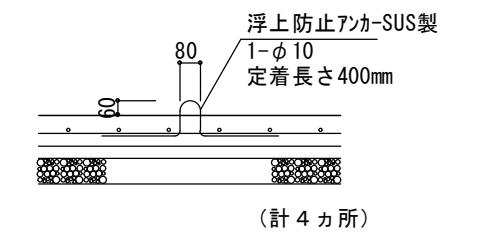
特 記 事 項									設 計 年 月 日	工 事 名 称	口之島野々頭基地トイレ整備設計委託業務	設 計 図	図 面 番 号
									07 ・ 03 ・				M-04
									縮 尺				
									A3 : 1/30				



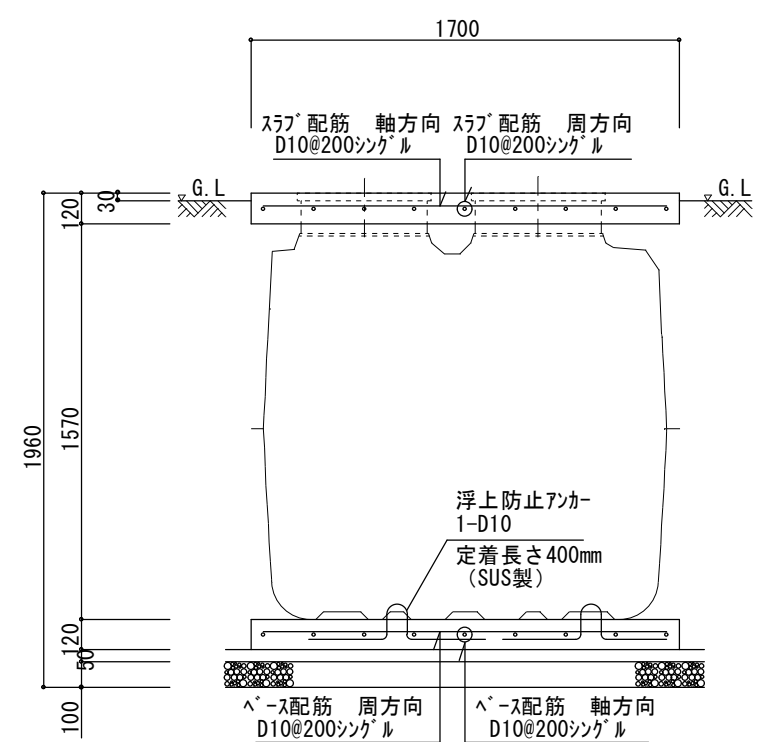
スラブ配筋図 1/30



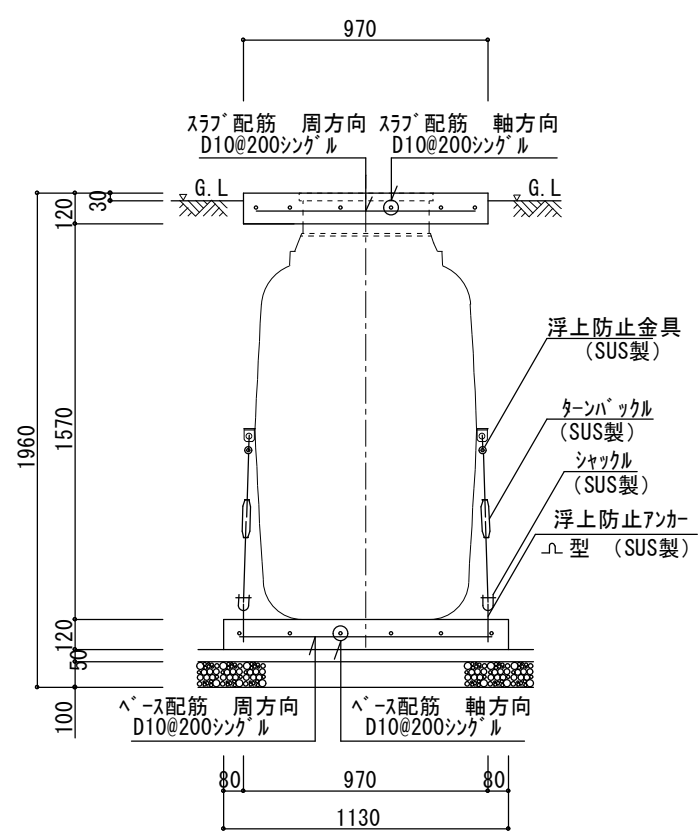
ベース配筋図 1/30



浮上防止アンカ-詳細図 1/30



A-A断面図 1/30



周方向断面配筋図 1/30

特 記 事 項							設計年月日	工 事 名 称	口之島野々頭基地トイレ整備設計委託業務	設計図	図面番号 M-05
	07・03・										
	縮 尺						図 面 名 称	浄化槽設備図2			
	A3: 1/30										